

上 下 水 道 局 告 示		
○ 地方公営企業法第33条の 2の規定に基づく私人への水道料金及び下水道使用料収納事務の一部委託についての一部改正	(第14号)	59
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第15号)	60
病 院 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部改正	(第26号)	69
○ 名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部改正	(第27号)	88
外 部 監 査 公 表		
○ 平成30年外部監査公表	(第2号)	90
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	126
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	129
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	132
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	135
雑 報		
○ 職員の懲戒処分	(教育・教職員課)	136

条 例 の あ ら ま し

○ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第60号）

1 改正内容

本市人事委員会の職員の給与に関する勧告を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与との均衡等を考慮して本市職員の給与を改定等するものです。

(1) 期末・勤勉手当の支給割合を改定します。（第20条及び第20条の2関係）

(2) その他規定の整理を行います。（附則第19項関係）

2 関係条例の整理等

給与改定等に伴い、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号）、特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第6号）、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第26号）、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年名古屋市条例第6号）、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第2号）の規定の整理等を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、平成31年4月1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市市税条例施行細則及び名古屋市市税減免条例施行細則の一部を改正する規則（第92号）

1 改正内容

(1) 法人が電子申告等を行う際の電子署名等の手続が緩和されたことに伴い、規定の整理を行います。（名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名

古屋市規則第39号。以下「規則」といいます。)第3条の3関係)

- (2) 個人所得課税の見直しに伴い、規定の整備を行います。(規則第34号様式並びに名古屋市市税減免条例施行細則(平成20年名古屋市規則第83号。以下「減免規則」といいます。)第2条、第4条、第22条、附則第8条、第1号様式及び第2号様式関係)
- (3) 固定資産税及び都市計画税の減額措置の見直しに伴い、規定の整備を行います。(規則第18条の2、第57号様式の4及び第62号様式の5関係)
- (4) その他様式を改正します。(規則第49号様式関係)

2 施行期日

- (1) 公布の日から施行します。(規則第3条の3、第18条の2、第49号様式、第57号様式の4及び第62号様式の5関係)
- (2) 平成31年1月1日から施行します。(規則第34号様式並びに減免規則第2条及び第1号様式関係)
- (3) 平成32年1月1日から施行します。(減免規則附則第8条関係)
- (4) 平成33年1月1日から施行します。(減免規則第4条、第22条、第1号様式及び第2号様式関係)

○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則(第93号)

1 改正内容

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年名古屋市条例第60号)の施行に伴い、規定の整理を行います。(第15条の3関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、平成31年4月1日から施行します。

○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(第94号)

1 改正内容

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年名古屋市条例第60号)の施行に伴い、規定の整理を行います。(附則第2項関係)

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

教 育 委 員 会 規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の一部を改正する規則（第21号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

平成31年 1月 1日から施行します。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月14日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第60号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第3項中「支給する時期ごとの割合は、100分の90」を「割合は、6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95」に、「100分の110」を「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の115」に、「100分の95」を「6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の100」に改め、同条第4項中「支給する時期ごとの割合は、1,000分の425」を「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の425、12月に支給する場合においては1,000分の475」に、「1,000分の525」を「6月に支給する場合においては1,000分の525、12月に支給する場合においては1,000分の575」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,225、12月に支給する場合においては1,000分の1,375」を「支給する時期ごとの割合は、100分の130」に、「6月に支給する場合においては1,000分の1,025、12月に支給する場合においては1,000分の1,175」を「100分の110」に、「6月に支給する場合においては1,000分の625、12月に支給する場合においては1,000分の775」を「100分の70」に改め、同条第4項中「1,000分の1,225」を「100分の130」に、「100分の65」と、「1,000分の1,375」とあるのは「100分の80」を「1,000分の725」に、「1,000分の1,025」を「100分の110」に、「100分の55」と、「1,000分の1,175」とあるのは「100分の70」を「1,000分の625」に改める。

第20条の2第3項中「割合は、6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95」を「支給する時期ごとの割合は、1,000分の925」に、「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の115」を「1,000分の1,125」に、「6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の100」を「1,000分の975」に改め、同条第4項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の425、12月に支給する場合においては1,000分の475」を「支給する時期ごとの割合は、100分の45」に、「6月に支給する場合においては1,000分の525、12月に支給する場合においては1,000分の575」を「100分の55」に改める。

附則第19項第1号中「1,000分の298」を「1,000分の304」に改め、同項第2号中「100分の18」を「1,000分の186」に改め、同項第3号中「1,000分の115」を「1,000分の121」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、附則第7項及び第9項から第12項までの規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後条

例」という。)の規定、附則第6項の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成15年名古屋市条例第3号。以下「改正後任期付職員条例」という。)の規定及び附則第8項の規定による改正後の特別職に属する職員の給与に関する条例(昭和26年名古屋市条例第6号。以下「改正後特別職条例」という。)の規定は、平成30年12月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 3 適用日から平成31年3月31日までの間における再任用職員(職員の給与に関する条例第20条第3項に規定する特定管理職員に限る。)に対する改正後条例第20条の2第4項の規定の適用については、なお従前の例による。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、附則第6項の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例又は附則第8項の規定による改正前の特別職に属する職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後条例、改正後任期付職員条例又は改正後特別職条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 6 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「支給する時期ごとに100分の165」を「6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の170」に改める。

- 7 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「1,000分の775」を「100分の70」に、「6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の

170」を「支給する時期ごとに1,000分の1,675」に改める。

(特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正)

- 8 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「1,000分の1,725」を「1,000分の1,775」に改める。

- 9 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「1,000分の1,225」を「100分の130」に、「1,000分の1,575」と、「1,000分の1,375」とあるのは「1,000分の1,775」を「1,000分の1,675」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年名古屋市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,000分の298」を「1,000分の304」に、「1,000分の236」を「1,000分の243」に、「100分の18」を「1,000分の186」に、「1,000分の113」を「100分の12」に、「1,000分の115」を「1,000分の121」に、「1,000分の46」を「1,000分の52」に改める。

- 11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年名古屋市条例第6号)の一部を次のように改正する。

「		「	
152,100	170,200	152,100	171,500
153,200	171,900	153,200	174,500
154,300	173,600	154,300	177,400
155,400	175,300	155,400	180,300
156,900	177,000	156,900	182,000
158,400	178,700	158,400	183,600
159,900	180,400	159,900	185,200
161,300	182,100	161,300	186,800
163,100	183,800	163,100	188,400
164,900	185,500	164,900	190,000
166,700	187,200	166,700	191,600

附則別表第 1 中

168, 500	188, 900		168, 500	193, 200
170, 200	190, 600		171, 500	194, 800
171, 900	192, 300		174, 500	196, 400
173, 600	194, 000		177, 400	198, 000
175, 300	195, 700		180, 300	199, 600
176, 900	197, 400		181, 900	201, 200
178, 400	199, 100		183, 500	202, 800
179, 900	200, 800		185, 000	204, 400
181, 400	202, 500		186, 500	206, 000
182, 600	204, 200		187, 500	207, 600
183, 800	205, 900		188, 500	209, 200
185, 000	207, 600		189, 500	210, 800
186, 200	209, 300		190, 400	212, 400
187, 400	211, 000		191, 400	214, 000
188, 600	212, 700		192, 400	215, 600
189, 800	214, 400		193, 400	217, 200
191, 000	216, 100	を	194, 300	218, 800
192, 200	217, 800		195, 300	220, 400
193, 400	219, 500		196, 300	222, 000
194, 600	221, 200		197, 300	223, 600
195, 800	222, 900		198, 200	225, 200
197, 000	224, 600		199, 200	226, 800
198, 200	226, 300		200, 200	228, 400
199, 400	228, 000		201, 200	230, 000
200, 500	229, 700		202, 100	231, 600
201, 700	231, 400		203, 100	233, 200

に

202, 900	233, 100	204, 100	234, 800
204, 000	234, 800	205, 100	236, 400
205, 100	236, 500	206, 000	238, 000
206, 200	238, 200	207, 000	239, 600
207, 300	239, 900	208, 000	241, 200
208, 300	241, 600	208, 900	242, 800
209, 300	243, 300	209, 800	244, 400
210, 400	245, 100	210, 800	246, 000
211, 400	246, 800	211, 800	247, 600
212, 400	248, 500	212, 700	249, 200
213, 400	250, 200	213, 600	250, 800
214, 400	251, 900	214, 600	252, 400
215, 400	253, 600	215, 600	254, 000
216, 400	255, 300	216, 500	255, 600
217, 400	257, 000	217, 400	257, 200
218, 300	258, 700	218, 300	258, 800
219, 100	260, 300	219, 100	260, 400
219, 900	261, 900	219, 900	262, 000

改める。

156, 900	170, 200	156, 900	171, 500
158, 400	171, 900	158, 400	174, 500
159, 900	173, 600	159, 900	177, 400
161, 300	175, 300	161, 300	180, 300
163, 100	177, 000	163, 100	182, 000
164, 900	178, 700	164, 900	183, 600

附則別表第 2 中

166, 700	180, 400		166, 700	185, 200
168, 500	182, 100		168, 500	186, 800
170, 200	183, 800		171, 500	188, 400
171, 900	185, 500		174, 500	190, 000
173, 600	187, 200		177, 400	191, 600
175, 300	188, 900		180, 300	193, 200
176, 900	190, 600		181, 900	194, 800
178, 400	192, 300		183, 500	196, 400
179, 900	194, 000		185, 000	198, 000
181, 400	195, 700		186, 500	199, 600
182, 600	197, 400		187, 500	201, 200
183, 800	199, 100		188, 500	202, 800
185, 000	200, 800		189, 500	204, 400
186, 200	202, 500		190, 400	206, 000
187, 400	204, 200		191, 400	207, 600
188, 600	205, 900		192, 400	209, 200
189, 800	207, 600		193, 400	210, 800
191, 000	209, 300		194, 300	212, 400
192, 200	211, 000		195, 300	214, 000
193, 400	212, 700		196, 300	215, 600
194, 600	214, 400		197, 300	217, 200
195, 800	216, 100	を	198, 200	218, 800
197, 000	217, 800		199, 200	220, 400
198, 200	219, 500		200, 200	222, 000
199, 400	221, 200		201, 200	223, 600
200, 500	222, 900		202, 100	225, 200

に

201, 700	224, 600	203, 100	226, 800
202, 900	226, 300	204, 100	228, 400
204, 000	228, 000	205, 100	230, 000
205, 100	229, 700	206, 000	231, 600
206, 200	231, 400	207, 000	233, 200
207, 300	233, 100	208, 000	234, 800
208, 300	234, 800	208, 900	236, 400
209, 300	236, 500	209, 800	238, 000
210, 400	238, 200	210, 800	239, 600
211, 400	239, 900	211, 800	241, 200
212, 400	241, 600	212, 700	242, 800
213, 400	243, 300	213, 600	244, 400
214, 400	245, 100	214, 600	246, 000
215, 400	246, 800	215, 600	247, 600
216, 400	248, 500	216, 500	249, 200
217, 400	250, 200	217, 400	250, 800
218, 300	251, 900	218, 300	252, 400
219, 100	253, 600	219, 100	254, 000
219, 900	255, 300	219, 900	255, 600
220, 700	257, 000	220, 700	257, 200
221, 500	258, 700	221, 500	258, 800
222, 300	260, 300	222, 300	260, 400
223, 100	261, 900	223, 100	262, 000

改める。

152, 100	170, 200	152, 100	171, 500
----------	----------	----------	----------

153, 200	171, 900		153, 200	174, 500	
154, 300	173, 600		154, 300	177, 400	
155, 400	175, 300		155, 400	180, 300	
156, 900	177, 000		156, 900	182, 000	
158, 400	178, 700		158, 400	183, 600	
159, 900	180, 400		159, 900	185, 200	
161, 300	182, 100		161, 300	186, 800	
163, 100	183, 800		163, 100	188, 400	
164, 900	185, 500		164, 900	190, 000	
166, 700	187, 200		166, 700	191, 600	
168, 500	188, 900		168, 500	193, 200	
170, 200	190, 600		171, 500	194, 800	
171, 900	192, 300		174, 500	196, 400	
173, 600	194, 000		177, 400	198, 000	
175, 300	195, 700		180, 300	199, 600	
176, 900	197, 400		181, 900	201, 200	
178, 400	199, 100		183, 500	202, 800	
179, 900	200, 800		185, 000	204, 400	
181, 400	202, 500		186, 500	206, 000	
182, 600	204, 200		187, 500	207, 600	
183, 800	205, 900		188, 500	209, 200	
185, 000	207, 600		189, 500	210, 800	
186, 200	209, 300		190, 400	212, 400	
187, 400	211, 000		191, 400	214, 000	
188, 600	212, 700		192, 400	215, 600	
189, 800	214, 400		193, 400	217, 200	
附則別表第 6 中		を			に

191, 000	216, 100	194, 300	218, 800
192, 200	217, 800	195, 300	220, 400
193, 400	219, 500	196, 300	222, 000
194, 600	221, 200	197, 300	223, 600
195, 800	222, 900	198, 200	225, 200
197, 000	224, 600	199, 200	226, 800
198, 200	226, 300	200, 200	228, 400
199, 400	228, 000	201, 200	230, 000
200, 500	229, 700	202, 100	231, 600
201, 700	231, 400	203, 100	233, 200
202, 900	233, 100	204, 100	234, 800
204, 000	234, 800	205, 100	236, 400
205, 100	236, 500	206, 000	238, 000
206, 200	238, 200	207, 000	239, 600
207, 300	239, 900	208, 000	241, 200
208, 300	241, 600	208, 900	242, 800
209, 300	243, 300	209, 800	244, 400
210, 400	245, 100	210, 800	246, 000
211, 400	246, 800	211, 800	247, 600
212, 400	248, 500	212, 700	249, 200
213, 400	250, 200	213, 600	250, 800
214, 400	251, 900	214, 600	252, 400
215, 400	253, 600	215, 600	254, 000
216, 400	255, 300	216, 500	255, 600
217, 400	257, 000	217, 400	257, 200
218, 300	258, 700	218, 300	258, 800
219, 100	260, 300	219, 100	260, 400

219, 900	261, 900	219, 900	262, 000
----------	----------	----------	----------

改める。

163, 100	170, 200	163, 100	171, 500
164, 900	171, 900	164, 900	174, 500
166, 700	173, 600	166, 700	177, 400
168, 500	175, 300	168, 500	180, 300
170, 200	177, 000	171, 500	182, 000
171, 900	178, 700	174, 500	183, 600
173, 600	180, 400	177, 400	185, 200
175, 300	182, 100	180, 300	186, 800
176, 900	183, 800	181, 900	188, 400
178, 400	185, 500	183, 500	190, 000
179, 900	187, 200	185, 000	191, 600
181, 400	188, 900	186, 500	193, 200
182, 600	190, 600	187, 500	194, 800
183, 800	192, 300	188, 500	196, 400
185, 000	194, 000	189, 500	198, 000
186, 200	195, 700	190, 400	199, 600
187, 400	197, 400	191, 400	201, 200
188, 600	199, 100	192, 400	202, 800
189, 800	200, 800	193, 400	204, 400
191, 000	202, 500	194, 300	206, 000
192, 200	204, 200	195, 300	207, 600
193, 400	205, 900	196, 300	209, 200
194, 600	207, 600	197, 300	210, 800

附則別表第 7 中

195, 800	209, 300	を	198, 200	212, 400	に
197, 000	211, 000		199, 200	214, 000	
198, 200	212, 700		200, 200	215, 600	
199, 400	214, 400		201, 200	217, 200	
200, 500	216, 100		202, 100	218, 800	
201, 700	217, 800		203, 100	220, 400	
202, 900	219, 500		204, 100	222, 000	
204, 000	221, 200		205, 100	223, 600	
205, 100	222, 900		206, 000	225, 200	
206, 200	224, 600		207, 000	226, 800	
207, 300	226, 300		208, 000	228, 400	
208, 300	228, 000		208, 900	230, 000	
209, 300	229, 700		209, 800	231, 600	
210, 400	231, 400		210, 800	233, 200	
211, 400	233, 100		211, 800	234, 800	
212, 400	234, 800		212, 700	236, 400	
213, 400	236, 500		213, 600	238, 000	
214, 400	238, 200		214, 600	239, 600	
215, 400	239, 900		215, 600	241, 200	
216, 400	241, 600		216, 500	242, 800	
217, 400	243, 300		217, 400	244, 400	
218, 300	245, 100		218, 300	246, 000	
219, 100	246, 800		219, 100	247, 600	
219, 900	248, 500		219, 900	249, 200	
220, 700	250, 200		220, 700	250, 800	
221, 500	251, 900		221, 500	252, 400	
222, 300	253, 600		222, 300	254, 000	

223, 100	255, 300	223, 100	255, 600
223, 900	257, 000	223, 900	257, 200
224, 700	258, 700	224, 700	258, 800
225, 500	260, 300	225, 500	260, 400
226, 300	261, 900	226, 300	262, 000

改める。

147, 700	170, 200	147, 700	171, 500
148, 800	171, 900	148, 800	174, 500
149, 900	173, 600	149, 900	177, 400
150, 900	175, 300	150, 900	180, 300
152, 100	177, 000	152, 100	182, 000
153, 200	178, 700	153, 200	183, 600
154, 300	180, 400	154, 300	185, 200
155, 400	182, 100	155, 400	186, 800
156, 900	183, 800	156, 900	188, 400
158, 400	185, 500	158, 400	190, 000
159, 900	187, 200	159, 900	191, 600
161, 300	188, 900	161, 300	193, 200
163, 100	190, 600	163, 100	194, 800
164, 900	192, 300	164, 900	196, 400
166, 700	194, 000	166, 700	198, 000
168, 500	195, 700	168, 500	199, 600
170, 200	197, 400	171, 500	201, 200
171, 900	199, 100	174, 500	202, 800
173, 600	200, 800	177, 400	204, 400

附則別表第 9 中

175, 300	202, 500		180, 300	206, 000
176, 900	204, 200		181, 900	207, 600
178, 400	205, 900		183, 500	209, 200
179, 900	207, 600		185, 000	210, 800
181, 400	209, 300		186, 500	212, 400
182, 600	211, 000		187, 500	214, 000
183, 800	212, 700		188, 500	215, 600
185, 000	214, 400		189, 500	217, 200
186, 200	216, 100	を	190, 400	218, 800
187, 400	217, 800		191, 400	220, 400
188, 600	219, 500		192, 400	222, 000
189, 800	221, 200		193, 400	223, 600
191, 000	222, 900		194, 300	225, 200
192, 200	224, 600		195, 300	226, 800
193, 400	226, 300		196, 300	228, 400
194, 600	228, 000		197, 300	230, 000
195, 800	229, 700		198, 200	231, 600
197, 000	231, 400		199, 200	233, 200
198, 200	233, 100		200, 200	234, 800
199, 400	234, 800		201, 200	236, 400
200, 500	236, 500		202, 100	238, 000
201, 700	238, 200		203, 100	239, 600
202, 900	239, 900		204, 100	241, 200
204, 000	241, 600		205, 100	242, 800
205, 100	243, 300		206, 000	244, 400
206, 200	245, 100		207, 000	246, 000
207, 300	246, 800		208, 000	247, 600

に

208,300	248,500	208,900	249,200
209,300	250,200	209,800	250,800
210,400	251,900	210,800	252,400
211,400	253,600	211,800	254,000
212,400	255,300	212,700	255,600
213,400	257,000	213,600	257,200
214,400	258,700	214,600	258,800
215,400	260,300	215,600	260,400
216,400	261,900	216,500	262,000

」

」

改める。

- 12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

「

「

152,800	171,100	152,800	172,300
154,000	172,800	154,000	175,300
155,100	174,500	155,100	178,300
156,200	176,200	156,200	181,200
157,700	177,900	157,700	182,900
159,200	179,600	159,200	184,500
160,700	181,300	160,700	186,100
162,100	183,000	162,100	187,700
163,900	184,700	163,900	189,300
165,700	186,400	165,700	190,900
167,500	188,100	167,500	192,500
169,300	189,800	169,300	194,100
171,100	191,500	172,300	195,700

附則別表第 2 中

172, 800	193, 200		175, 300	197, 300
174, 500	194, 900		178, 300	198, 900
176, 200	196, 600		181, 200	200, 500
177, 800	198, 400		182, 800	202, 200
179, 300	200, 100		184, 400	203, 800
180, 800	201, 800		185, 900	205, 400
182, 300	203, 500		187, 400	207, 000
183, 500	205, 300		188, 400	208, 700
184, 700	207, 000		189, 400	210, 300
185, 900	208, 700		190, 400	211, 900
187, 100	210, 400		191, 300	213, 500
188, 300	212, 100		192, 300	215, 100
189, 500	213, 800		193, 300	216, 700
190, 700	215, 500		194, 300	218, 300
191, 900	217, 200	を	195, 200	219, 900
193, 100	218, 900		196, 200	221, 500
194, 300	220, 600		197, 200	223, 100
195, 500	222, 300		198, 200	224, 700
196, 700	224, 000		199, 100	226, 300
197, 900	225, 800		200, 100	228, 000
199, 100	227, 500		201, 100	229, 600
200, 300	229, 200		202, 100	231, 200
201, 500	230, 900		203, 100	232, 800
202, 700	232, 600		204, 100	234, 400
203, 900	234, 300		205, 100	236, 000
205, 100	236, 000		206, 100	237, 600

に

206, 200	237, 700	207, 100	239, 200
207, 300	239, 400	208, 100	240, 800
208, 400	241, 100	209, 100	242, 400
209, 400	242, 800	210, 000	244, 000
210, 400	244, 500	210, 900	245, 600
211, 500	246, 300	211, 900	247, 200
212, 500	248, 000	212, 900	248, 800
213, 500	249, 700	213, 800	250, 400
214, 500	251, 400	214, 700	252, 000
215, 500	253, 200	215, 700	253, 700
216, 500	255, 000	216, 700	255, 400
217, 500	256, 700	217, 600	257, 000
218, 500	258, 400	218, 500	258, 600
219, 400	260, 100	219, 400	260, 200
220, 200	261, 700	220, 200	261, 800
221, 000	263, 300	221, 000	263, 400

改める。

152, 800	171, 100	152, 800	172, 300
154, 000	172, 800	154, 000	175, 300
155, 100	174, 500	155, 100	178, 300
156, 200	176, 200	156, 200	181, 200
157, 700	177, 900	157, 700	182, 900
159, 200	179, 600	159, 200	184, 500
160, 700	181, 300	160, 700	186, 100
162, 100	183, 000	162, 100	187, 700

附則別表第 5 中	163, 900	184, 700	を	163, 900	189, 300	に
	165, 700	186, 400		165, 700	190, 900	
	167, 500	188, 100		167, 500	192, 500	
	169, 300	189, 800		169, 300	194, 100	
	171, 100	191, 500		172, 300	195, 700	
	172, 800	193, 200		175, 300	197, 300	
	174, 500	194, 900		178, 300	198, 900	
	176, 200	196, 600		181, 200	200, 500	
	177, 800	198, 400		182, 800	202, 200	
	179, 300	200, 100		184, 400	203, 800	
	180, 800	201, 800		185, 900	205, 400	
	182, 300	203, 500		187, 400	207, 000	
	183, 500	205, 300		188, 400	208, 700	
	184, 700	207, 000		189, 400	210, 300	
	185, 900	208, 700		190, 400	211, 900	
	187, 100	210, 400		191, 300	213, 500	
	188, 300	212, 100		192, 300	215, 100	
	189, 500	213, 800		193, 300	216, 700	
	190, 700	215, 500		194, 300	218, 300	
	191, 900	217, 200		195, 200	219, 900	
	193, 100	218, 900		196, 200	221, 500	
	194, 300	220, 600		197, 200	223, 100	
	195, 500	222, 300		198, 200	224, 700	
	196, 700	224, 000		199, 100	226, 300	
	197, 900	225, 800		200, 100	228, 000	
	199, 100	227, 500		201, 100	229, 600	
	200, 300	229, 200		202, 100	231, 200	

201, 500	230, 900	203, 100	232, 800
202, 700	232, 600	204, 100	234, 400
203, 900	234, 300	205, 100	236, 000
205, 100	236, 000	206, 100	237, 600
206, 200	237, 700	207, 100	239, 200
207, 300	239, 400	208, 100	240, 800
208, 400	241, 100	209, 100	242, 400
209, 400	242, 800	210, 000	244, 000
210, 400	244, 500	210, 900	245, 600
211, 500	246, 300	211, 900	247, 200
212, 500	248, 000	212, 900	248, 800
213, 500	249, 700	213, 800	250, 400
214, 500	251, 400	214, 700	252, 000
215, 500	253, 200	215, 700	253, 700
216, 500	255, 000	216, 700	255, 400
217, 500	256, 700	217, 600	257, 000
218, 500	258, 400	218, 500	258, 600
219, 400	260, 100	219, 400	260, 200
220, 200	261, 700	220, 200	261, 800
221, 000	263, 300	221, 000	263, 400

改める。

名古屋市市税条例施行細則及び名古屋市市税減免条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月10日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第92号

名古屋市市税条例施行細則及び名古屋市市税減免条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市市税条例施行細則の一部改正)

第1条 名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第2項中「電子署名をいう。以下この項において同じ。）」の次に「（当該申告等を行う者が法人である場合であって、当該法人の代表者があらかじめ前項に規定する市長の指定する者を通じて、市長に対して当該申告等の委任に関する届出を行ったときは、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第18条の2を削る。

第33条第57号の4を次のように改める。

(57)の4 削除

第33条第62号の 4 の次に次の 1 号を加える。

(62)の 5 利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸

術公演施設に係る固定資産税・都市計画税減額申告書 第62号様式の 5
第34号様式の表面中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。
第49号様式中

「

課税標準	(使途秘匿金税額等)		円	円
	法人税法の規定によって計算した法人税額 ①			
	課税標準となる法人税額 ②			
法人税割	2以上の市町村に事務所等を有する法人の課税標準となる法人税額 (②/⑬×⑭)	③		
	法人税割額 ②又は③×税率(/ 100) ④			
	市町村民税の特定寄附金税額控除額 ⑤			
	外国の法人税等の額の控除額 ⑥			
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑦			
	差引法人税割額 ④－⑤－⑥－⑦ ⑧			
	既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑨			
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑩			
	差引納付すべき又は減少する法人税割額 ⑧ ⑨ ⑩ ⑪			
	算定期間に係る均等割額 ⑫			
均等割	既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑬			
	差引均等割額 ⑫－⑬ ⑭			
	均等割軽減額 ⑮			
	差引納付すべき又は減少する均等割額 ⑭－⑮ ⑯			
この更正又は決定により納付すべき又は減少する市民税額 ⑪＋⑯ ⑰				
分割基準 全従業者数 ⑱・名古屋市分 ⑲		⑱ 人	⑲ 人	⑱ 人 ⑲ 人

」

を

「

課税標準	(使途秘匿金税額等)	①	円	円		
	法人税法の規定によって計算した法人税額	②				
	課税標準となる法人税額	③				
	2以上の市町村に事務所等を有する法人の課税標準となる法人税額 (②／⑬×⑭)	④				
法人税割	法人税割額 ②又は④×税率 (/ 100)	⑤				
	市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑥				
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑦				
	外国の法人税等の額の控除額	⑧				
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑨				
	差引法人税割額 ⑤－⑥－⑦－⑧－⑨	⑩				
	既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑪				
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑫				
	差引納付すべき又は減少する法人税割額 ⑩－⑪－⑫	⑬				
	均等割	算定期間に係る均等割額	⑭			
	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑮				
	差引均等割額 ⑭－⑮	⑯				
	均等割軽減額	⑰				
	差引納付すべき又は減少する均等割額 ⑯－⑰	⑱				
この更正又は決定により納付すべき又は減少する市民税額 ⑬＋⑱			⑲			
分割基準	全従業者数 ⑲・名古屋市分 ⑳	⑲	人 ⑳	人 ⑲	人 ⑳	人

」

に改める。

第57号様式の4を次のように改める。

第57号様式の4 削除

第62号様式の4の次に次の1様式を加える。

第62号様式の 5



利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設 に係る固定資産税・都市計画税減額申告書					
年　月　日					
(宛先)　名古屋市　　　市税事務所長					
申　告　者 (納税義務者)	住所（所在地）		(電話番号)		
	氏名（名称）				
地方税法附則第　条第　項の規定の適用を受けたいので、同条第　項の規定に基づき、 下記のとおり申告します。					
家　屋　の　所　在　地					
家　屋　番　号	種　類	構　造	床面積（㎡）	建　築　年　月　日	利便性等向上改修 工事完了年月日
				年　月　日	年　月　日
				年　月　日	年　月　日
				年　月　日	年　月　日
利便性等向上改修工事に要した費用			円		
添　付　書　類	☐ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第　条 第　項に規定する通知書の写し				
	☐ 地方税法施行規則第　条の規定に基づく証明書				
申告書の提出が遅延した理由					

(注) 該当する□にレ印をつけてください。

〔備考〕 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(名古屋市市税減免条例施行細則の一部改正)

第2条 名古屋市市税減免条例施行細則（平成20年名古屋市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第4条第1項第2号中「法第314条の2第2項の規定により控除する額」を「33万円」に改める。

第22条第3項第2号中「100万円」を「110万円」に改める。

附則に次の1条を加える。

(平成32年度分の個人の市民税の減免)

第8条 平成32年度分の個人の市民税の減免に限り、第5条第2項第1号中「賦課期日の属する年中」とあるのは、「平成31年12月31日において適用されていた所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令で定めるところにより算定した平成32年中」と読み替えるものとする。

第1号様式中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「基礎控除額」を「33万円」に、「200万円」を「210万円」に改める。

第2号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「200万円」を「210万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中名古屋市市税条例施行細則第34号様式の改正規定並びに第2条中名古屋市市税減免条例施行細則第2条第1項第2号の改正規定及び第1号様式の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）並びに次項の規定 平成31年1月1日
 - (2) 第2条中名古屋市市税減免条例施行細則附則に1条を加える改正規定 平成32年1月1日
 - (3) 第2条中名古屋市市税減免条例施行細則第4条第1項第2号及び第22条第3項第2号の改正規定、第1号様式の改正規定（「基礎控除額」を「33万円」に、「200万円」を「210万円」に改める部分に限る。）並びに第

2 号様式の改正規定並びに附則第 3 項及び第 5 項の規定 平成33年 1 月 1 日

- 2 第 1 条の規定による改正後の名古屋州市税条例施行細則（以下「新規則」という。）第34号様式及び第 2 条の規定による改正後の名古屋州市税減免条例施行細則（以下「新減免規則」という。）第 1 号様式（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新減免規則第 4 条第 1 項第 2 号の規定、第 1 号様式（「基礎控除額」を「33万円」に、「200 万円」を「210 万円」に改める部分に限る。）及び第 2 号様式は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間に新築された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 3 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第 226 号）附則第15条の 8 第 1 項に規定する貸家住宅及び当該期間に新築された同条第 2 項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 新減免規則第22条第 3 項第 2 号の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税及び平成32年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋州市税条例施行細則及び名古屋州市税減免条例施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則及び新減免規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月14日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第93号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第1号中「支給する時期ごとに1,000分の915から1,000分の1,245まで」を「6月に支給する場合においては1,000分の915から1,000分の1,245まで、12月に支給する場合においては1,000分の965から1,000分の1,295まで」に改め、同条第2号中「支給する時期ごとに1,000分の435から1,000分の595まで」を「6月に支給する場合においては1,000分の435から1,000分の595まで、12月に支給する場合においては1,000分の485から1,000分の645まで」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当規則の一部を次のように改正する。

第15条の3第1号中「6月に支給する場合においては1,000分の915から1,000分の1,245まで、12月に支給する場合においては1,000分の965から1,000分の1,295まで」を「支給する時期ごとに100分の94から100分の

127 まで」に改め、同条第 2 号中「6 月に支給する場合においては 1,000 分の 435 から 1,000 分の 595 まで、12 月に支給する場合においては 1,000 分の 485 から 1,000 分の 645 まで」を「支給する時期ごとに 100 分の 46 から 100 分の 62 まで」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当規則（以下「改正後規則」という。）の規定は、平成30年12月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 3 適用日から平成31年 3 月31日までの間における再任用職員（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5 号）第20条第 3 項に規定する特定管理職員に限る。）に対する改正後規則第15条の 3 第 2 号の規定の適用については、なお従前の例による。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月14日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第94号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成29年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「178,400」を「183,500」に、「「181,600」とあるのは「183,800」」を「「181,600」とあるのは「188,500」」に、「171,900」を「174,500」に、「187,400」を「191,400」に、「181,400」を「186,500」に、「186,200」を「190,400」に、「175,300」を「180,300」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市告示第704号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成30年12月10日

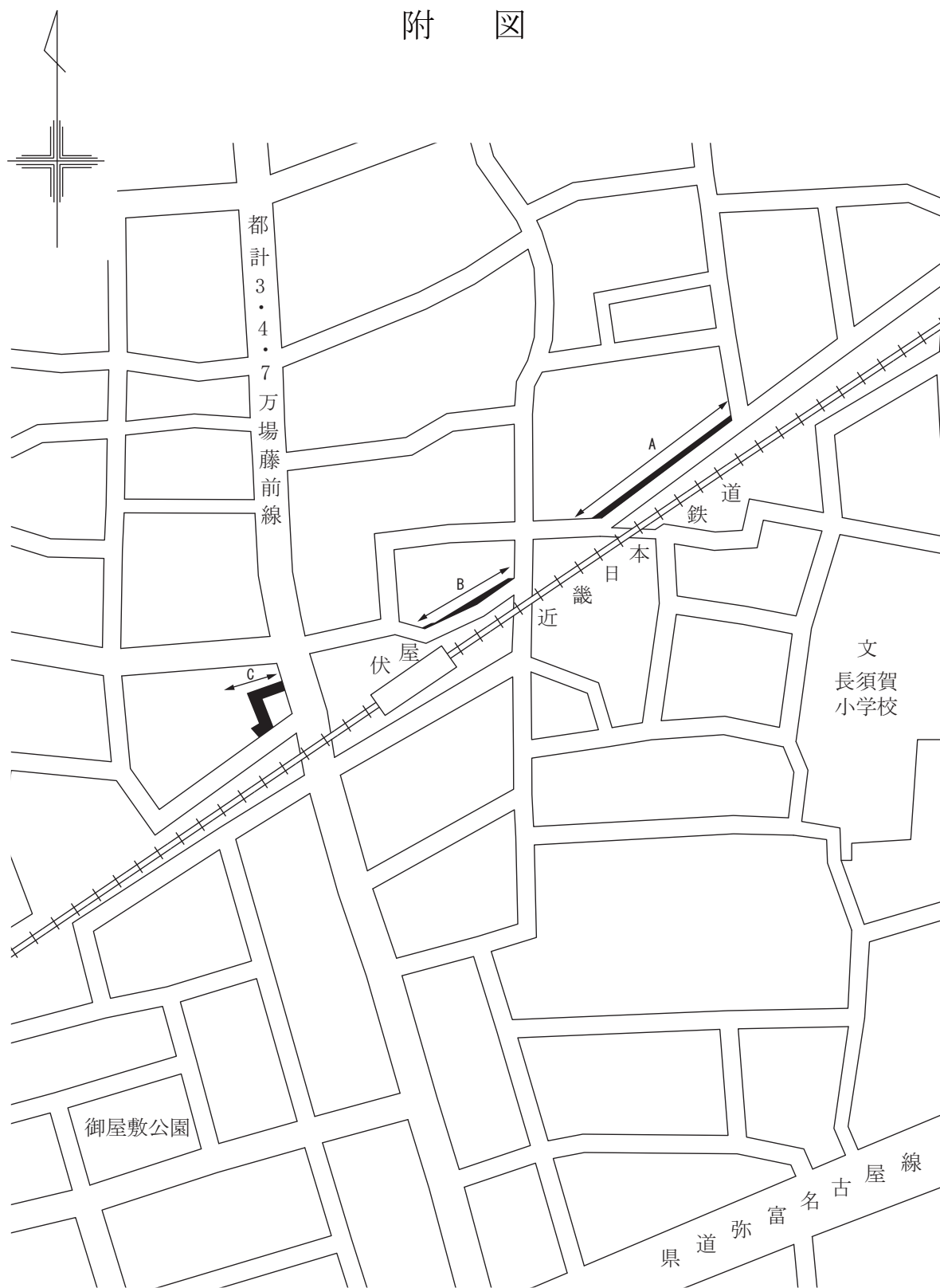
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	伏屋第36号線	名古屋市中川区伏屋二丁目 706番地先から	前	0.073	5.00 ～ 5.80	附 図
			名古屋市中川区伏屋二丁目 703番地先まで	後	0.073	4.00	
	B	伏屋第35号線	名古屋市中川区伏屋二丁目 2002番の1地先から	前	0.048	4.00 ～ 6.70	
			名古屋市中川区伏屋二丁目 2001番地先まで	後	0.048	4.00	
	C	伏屋第34号線	名古屋市中川区伏屋四丁目 503番地先から	前	0.020	10.51 ～ 18.30	
			名古屋市中川区伏屋四丁目 502番地先まで	後	0.020	6.50	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例


 区域変更により廃道する部分

名古屋市告示第705号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成30年12月12日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
公益財団法人日本陶 磁器意匠センター	名古屋市東区代官町39 番18号	平成30年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 706号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項、第 78 条の 5 第 2 項、第 82 条第 2 項、第 115 条の 5 第 2 項及び第 115 条の 15 第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成30年12月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社タイムズ・スクエア	なごや介護サービス	名古屋市中村区 烏森町 7 丁目 269 番地	平成30年 2月27日	訪問介護 介護予防訪問介護
SECOND NINE 株式会社	あいわ黄金ヘルパーステーション	名古屋市中村区 黄金通 2 丁目 50 番地	平成30年 2月27日	訪問介護 介護予防訪問介護
有限会社ゆう	訪問介護ステーションゆう	名古屋市昭和区 伊勝町 2 丁目 13 番地の 2	平成30年 2月15日	訪問介護 介護予防訪問介護
有限会社インコム	介護センター インコム	名古屋市瑞穂区 白羽根町 2 丁目 64 番地の 1	平成30年 2月26日	訪問介護 介護予防訪問介護
社会福祉法人	フラワー園訪	名古屋市中川区	平成30年	訪問介護

フラワー園	問サービス	尾頭橋四丁目10番18号	2月 5日	介護予防訪問介護
株式会社リバーサイド	訪問介護ステーション・リバーサイド	名古屋市南区豊三丁目 3番 1号	平成30年 2月15日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ケア21	ケア21守山	名古屋市守山区 廿軒家15番22号	平成30年 2月28日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社RC C	プライムパートナーズ訪問介護事業所	名古屋市守山区 長栄13番19号	平成30年 2月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ケアそれいゆ	なの花訪問けあ	名古屋市名東区 大針二丁目 147番地の 2	平成30年 2月22日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ウェリナ	訪問看護ステーション ヤシの実	名古屋市天白区 焼山二丁目 419番地	平成30年 2月28日	訪問看護 介護予防訪問看護
元気創健株式会社	リハビリデイサービス元気村猪子石	名古屋市名東区 猪子石一丁目 2501番地	平成30年 2月14日	通所介護 介護予防通所介護
J T B L I S S C A R E 合同会社	ライフサポートつばさ	名古屋市中区丸の内一丁目 2番 4号	平成30年 2月27日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
株式会社チアーズ	そらいろ訪問看護ステーション	名古屋市東区東桜二丁目12番25号	平成30年 3月 8日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社KA	訪問看護ステ	名古屋市瑞穂区	平成30年	訪問看護

NWA P L U S	ーション K ANWA P L U S	西ノ割町 2丁目 32番地の 1	3月30日	介護予防訪問看護
ナースコール 株式会社	ナースコール 在宅センター 訪問サービス 尾頭橋	名古屋市中川区 尾頭橋一丁目 1 番35号	平成30年 3月 9日	訪問看護 介護予防訪問看護
有限会社のぞ み	訪問看護ステ ーションこま ち	名古屋市名東区 高針原二丁目 1805番地	平成30年 3月30日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ケア 21	ケア21名古屋 北	名古屋市北区元 志賀町 2丁目 122番地	平成30年 3月30日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 介護予防特定福祉 用具販売
合同会社M& Sメディカル	M& S 福祉用 具	名古屋市緑区大 高町字亀原48番 地の 1	平成30年 3月19日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 介護予防特定福祉 用具販売
一般社団法人 もみのき福祉 会	訪問看護ステ ーションモン リー	名古屋市名東区 社口一丁目 202 番地	平成30年 4月11日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
--------	--------	---------	-------------	---------

パナソニック エイジフリー 株式会社	パナソニック エイジフリー センターあつ た・訪問介護	名古屋市熱田区 大宝四丁目 9番 27号	平成30年 2月27日	訪問介護
株式会社エイ ルサポート	デイサービス エイル	名古屋市西区山 木二丁目 190番 地	平成30年 2月23日	通所介護
株式会社やさ しい手	ゆめふる小幡 店	名古屋市守山区 小幡中一丁目33 番 2号	平成30年 2月28日	通所介護
株式会社エフ エムパートナ ーズ	福祉用具エフ エムパートナ ーズ	名古屋市東区葵 三丁目24番 2号	平成30年 2月22日	福祉用具貸与
株式会社チア ーズ	そらいろヘル パーステーシ ョン	名古屋市東区東 桜二丁目12番25 号	平成30年 3月 8日	訪問介護
株式会社M J	株式会社M J	名古屋市昭和区 萩原町 5丁目16 番地	平成30年 3月 7日	訪問介護
株式会社ナチ ュラルサービ ス	ナチュラルケ アサービス	名古屋市瑞穂区 白羽根町 2丁目 19番地	平成30年 3月26日	訪問介護
株式会社K A NWA P L U S	訪問介護ステ ーション K A NWA P L U S	名古屋市瑞穂区 西ノ割町 2丁目 32番地の 1	平成30年 3月30日	訪問介護
どんぐり合同 会社	みんなごやん	名古屋市熱田区 六番二丁目 7番 8号	平成30年 3月30日	訪問介護

医療法人悠山 会	ファミリア滝 川通所介護事 業所	名古屋市昭和区 滝川町91番地の 1	平成30年 3月20日	通所介護
株式会社チア ーズ	あおぞらデイ サービス	名古屋市港区七 番町 3丁目13番 地の 2	平成30年 3月 8日	通所介護
株式会社 志 陽	さんさん訪問 介護サービス	名古屋市北区玄 馬町 211番地	平成30年 4月10日	訪問介護
敬愛有限会社	瑞穂ケアセン ターあお空	名古屋市瑞穂区 大喜新町 4丁目 36番地	平成30年 4月26日	通所介護
有限会社オム ソルグ	えんがわにつ き	名古屋市名東区 猪子石原二丁目 1302番地	平成30年 4月20日	通所介護
社会福祉法人 共愛会	デイサービス センター共愛 の里	名古屋市中川区 下之一色町字権 野 108番地の 4	平成30年 4月10日	通所介護

3 指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ツク イ	ツクイ名古屋	名古屋市中川区 元中野町 4丁目 92番地	平成30年 4月10日	介護予防訪問入浴 介護

4 指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類

株式会社ウェルネスサポートぐんじ	デイサービスぐんじ	名古屋市千種区上野三丁目18番1号	平成30年 2月28日	地域密着型通所介護 介護予防通所介護
株式会社ケイアンドエス	リハビリデイサービス sun up	名古屋市西区則武新町三丁目1番70号	平成30年 2月27日	地域密着型通所介護 介護予防通所介護

5 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人介護サービスさくら	小規模多機能ホーム・よつてたも〜れさくら	名古屋市東区矢田東 2番23号	平成30年 2月27日	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
株式会社アンジュ	グループホーム それいゆ am	名古屋市名東区極楽四丁目1301番地の1	平成30年 2月23日	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

6 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社日研 デイサービス	デイサービスさふらん中村	名古屋市中村区大宮町1丁目10番地の15	平成30年 2月27日	地域密着型通所介護
株式会社ゼニタ	ナーシングリハ・デイサービスセンター	名古屋市中区新栄三丁目20番28号	平成30年 2月27日	地域密着型通所介護

株式会社さくらケアセンター	さくらデイサービス	名古屋市北区喜惣治一丁目21番地	平成30年 3月27日	地域密着型通所介護
有限会社綾コーポレーション	長喜町ありがとうの家	名古屋市北区長喜町 2丁目 1番地 4号	平成30年 3月13日	地域密着型通所介護
株式会社ファミリーハウス	デイサービス なかま	名古屋市中川区烏森町字四反畑 147番地	平成30年 3月23日	地域密着型通所介護
有限会社滝本モータース	スタジオ H EARTH	名古屋市天白区元植田一丁目 202番地	平成30年 3月27日	地域密着型通所介護
特定非営利活動法人NAG ONAGO式COCOアイランド	COCOアイランド	名古屋市昭和区折戸町 4丁目 1番地の 1	平成30年 4月17日	地域密着型通所介護
株式会社たけのさと	デイサービス みのり	名古屋市中川区柳川町 8番 6号	平成30年 4月10日	地域密着型通所介護
株式会社ハル	デイサービス ここみ	名古屋市守山区深沢一丁目1007番地	平成30年 4月26日	地域密着型通所介護

7 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社エフエムパートナーズ	エフエムパートナーズケアマネセンター	名古屋市東区葵三丁目24番 2号	平成30年 2月22日	居宅介護支援

SECOND NINE株 式会社	ケアプラン あいわ	名古屋市中村区 黄金通 2丁目50 番地	平成30年 2月27日	居宅介護支援
社会福祉法人 名古屋市総合 リハビリテー ション事業団	名古屋市総合 リハビリテー ション事業団 西部リハビ リテーション 事業所	名古屋市中村区 烏森町 6丁目 298番地	平成30年 2月22日	居宅介護支援
社会福祉法人 なごや福祉施 設協会	なごやかハウ ス福原	名古屋市昭和区 福原町 1丁目40 番地	平成30年 2月19日	居宅介護支援
社会福祉法人 なごや福祉施 設協会	なごやかハウ ス横田	名古屋市熱田区 横田二丁目 3番 35号	平成30年 2月19日	居宅介護支援
株式会社 リ バーサイド	リバーサイド 居宅介護支援 事業所 えん	名古屋市南区豊 三丁目 3番 1号	平成30年 2月20日	居宅介護支援
有限会社のぞ み介護プラン センター	有限会社のぞ み介護プラン センター	名古屋市南区内 田橋一丁目26番 地	平成30年 2月 9日	居宅介護支援
株式会社アミ ュレット	なないろ居宅 支援事業所	名古屋市緑区古 鳴海一丁目 133 番地	平成30年 2月20日	居宅介護支援
株式会社チア ーズ	そらいろケア プランセンタ ー	名古屋市天白区 原一丁目 412番 地	平成30年 2月26日	居宅介護支援
株式会社日本 介護福祉グル	みんなのかい ご計画 名古	名古屋市千種区 橋本町 3丁目15	平成30年 3月28日	居宅介護支援

ープ	屋千種相談室	番		
株式会社中日 エムエス	中日調剤 居 宅介護支援事 業所「かみさ ら」	名古屋市西区栄 生一丁目17番21 号	平成30年 3月14日	居宅介護支援
特定非営利活 動法人おひと りさま	めいえきケア プラン	名古屋市中村区 太閤一丁目19番 54号	平成30年 4月 4日	居宅介護支援
株式会社ケア アシスト	居宅介護支援 事業所 みや びの	名古屋市熱田区 四番二丁目18番 15号	平成30年 3月23日	居宅介護支援
元気創健株式 会社	ケアプラン元 気村	名古屋市緑区緑 花台1946番地	平成30年 3月29日	居宅介護支援
株式会社安心 福祉の会	彩り ケアプ ランセンター	名古屋市中村区 東宿町 3丁目12 番地の 3	平成30年 4月11日	居宅介護支援
合同会社慶和	居宅介護支援 事業所 伸陽	名古屋市守山区 小幡太田16番22 号	平成30年 4月19日	居宅介護支援
株式会社クレ メンティア	介護相談所 きらく	名古屋市名東区 本郷一丁目 248 番地	平成30年 4月26日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第707号

事後調査計画書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第28条第1項の規定に基づき、事業者から金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る事後調査計画書（工事中）（以下「事後調査計画書」という。）の提出がありましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査計画書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年12月14日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名古屋港管理組合
名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村たかし
名古屋市港区港町1番11号
 - (2) 国土交通省 中部地方整備局
国土交通省 中部地方整備局長 勢田昌功
名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル
- 2 対象事業の名称及び種類
金城ふ頭地先公有水面埋立て
公有水面の埋立て
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市港区金城ふ頭三丁目地先公有水面
- 4 事後調査計画書の提出年月日
平成30年12月10日
- 5 事後調査計画書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎 5 階）

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

平成30年12月14日（金）から同月28日（金）まで。ただし、地域環境対策課及び港区役所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を、環境学習センターにあつては月曜日（月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日）を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課及び港区役所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 708号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年12月14日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
社会福祉法人親愛 の里 長野県下伊那郡松 川町元大島1593番 地 1	ジョブサポートフ ォルテ 名古屋市中村区竹 橋町38番 8号	就労定着支援	2310100090	平成30年 12月 1日
株式会社ツバサ 名古屋市港区知多 二丁目 301番地	ツバサ 名古屋市港区知多 二丁目 301番地	居宅介護 重度訪問介護	2311200840	平成30年 12月 1日
名古屋市 名古屋市中区三の 丸三丁目 1番 1号	名古屋市総合リハ ビリテーションセ ンター 名古屋市瑞穂区彌 富町字密柑山 1番 地の 2	就労定着支援 自立生活援助	2311400010	平成30年 12月 1日
愛恩株式会社	愛恩訪問介護事業	居宅介護	2316100979	平成30年

名古屋市千種区内 山三丁目22番11号	所 名古屋市中区栄二 丁目 1番12号	重度訪問介護		12月 1日
株式会社リレーシ ョン 名古屋市昭和区鶴 舞三丁目12番 2号	コモンラフ 名古屋市中区錦二 丁目 6番19号	就労継続支援 B型	2316100987	平成30年 12月 1日
合同会社アンドM 埼玉県春日部市中 央一丁目43番地 9 号	未来工房大曽根 名古屋市中区矢田 一丁目10番31号	就労継続支援 A型	2317200588	平成30年 12月 1日
社会福祉法人名古 屋ライトハウス 名古屋市昭和区川 名本町 1丁目 2番 地	矢田マザー園デイ サービスセンター 名古屋市中区矢田 四丁目 8番 2号	生活介護 自立訓練（機 能訓練） 自立訓練（生 活訓練）	2317200596	平成30年 12月 1日
合同会社ファース ト 名古屋市守山区廿 軒家11番19号	訪問介護パートナ ー 名古屋市守山区廿 軒家11番19号	居宅介護 重度訪問介護	2317601629	平成30年 12月 1日
株式会社リュッカ 名古屋市緑区鳴海 町字母呂後 134番 地の 2	就労継続支援 B型 りゅっか 名古屋市緑区鳴海 町字母呂後 134番 地の 2	就労継続支援 B型	2318501364	平成30年 12月 1日
特定非営利活動法 人バウムカウンセ リングルーム 名古屋市西区又穂 町 6丁目46番地の	指定共同生活介護 あさひ 名古屋市北区長喜 町 3丁目13番地	共同生活援助	2327300204	平成30年 12月 1日

1				
合同会社さらい 名古屋市港区木場 町 2番地の26	グループホーム p o c o a p o c o 名古屋市南区内田 橋一丁目35番24号	共同生活援助	2328100173	平成30年 12月 1日
b r i n g u p 株式会社 名古屋市天白区鴻 の巣二丁目 116番 地	グループホームア ドハウス 名古屋市緑区梅里 一丁目25番地	共同生活援助	2328500083	平成30年 12月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 709号

指定特定相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の20第 1項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年12月14日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社レボ 愛知県春日井市中 央通一丁目52番地	相談支援センター ふらっふ	特定相談支援	2337600247	平成30年 12月 1日
		障害児相談支 援	2377600248	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 710号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年12月14日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社カモメメ ディカルサービス 名古屋市港区神宮 寺二丁目 110番地	株式会社カモメメ ディカルサービス 名古屋市港区神宮 寺二丁目 110番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311200121	平成30年 11月30日
株式会社やさしい 手名古屋東 名古屋市天白区平 針三丁目2702番地	やさしい手名古屋 東瑞穂訪問介護事 業所 名古屋市瑞穂区東 栄町 8丁目17番地 の 2	居宅介護 重度訪問介護	2311400580	平成30年 11月30日
アサヒサンクリー ン株式会社 静岡県静岡市葵区 本通十丁目 8番地 の 1	アサヒサンクリー ン在宅介護センタ ー千種 名古屋市千種区覚 王山通 8丁目35番	居宅介護 重度訪問介護	2317100143	平成30年 11月30日

	地			
--	---	--	--	--

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 711号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年12月14日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
合資会社城木介護 センター 名古屋市千種区城 木町 1丁目34番地	城木介護センター 名古屋市昭和区川 名町 4丁目93番地 の 4	特定相談支援	2336200122	平成30年 11月30日
		障害児相談支 援	2376200131	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 712号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更します。

平成30年12月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

名城公園名古屋城

2 変更内容

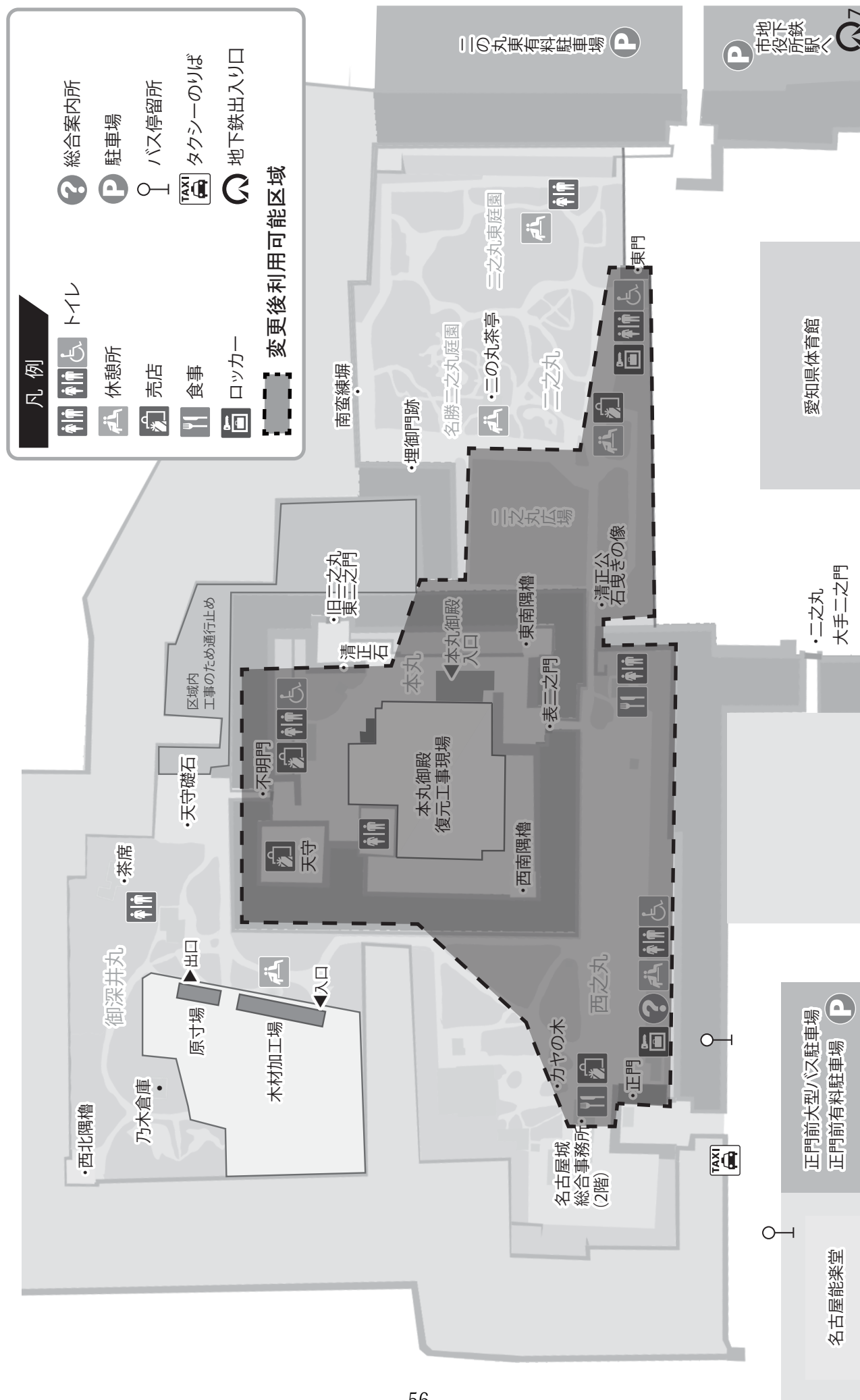
平成30年12月31日及び平成31年 1月 1日を供用する日に変更し、その供用時間を、平成30年12月31日にあつては「午後 9時から午後12時まで」とし、平成31年 1月 1日にあつては「午前 0時から午前 1時30分まで及び午前 9時から午後 4時30分まで」とします。

3 その他

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 5条の規定により、上記変更月日及び時間のうち、平成30年12月31日午後 9時から午後12時まで及び平成31年 1月 1日午前 0時から午前 1時30分までの利用区域を別図のとおり制限します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

(別図) 変更後利用区域図



名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月14日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第21号

名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の一部を改正する規則

名古屋市立幼稚園授業料減免等規則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「第292条第1項第8号」を「第292条第1項第9号」に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第29号

教育委員会定例会における議件の追加について

平成30年名古屋市教育委員会告示第28号（教育委員会定例会の開催について）
で告示した教育委員会定例会に次の議件を追加付議します。

平成30年12月10日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第14号

地方公営企業法第33条の2の規定に基づく私人への水道料金及び下水道使用料収納事務の一部委託について（平成16年名古屋市上下水道局告示第12号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月12日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第1項を次のように改める。

1 委託の相手方

株式会社ファミリーマート

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（地方公営企業法第33条の2の規定に基づく私人への水道料金及び下水道使用料収納事務の一部委託についての廃止）

2 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく私人への水道料金及び下水道使用料収納事務の一部委託について（平成13年名古屋市上下水道局告示第17号）は、廃止する。

名古屋市上下水道局告示第15号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成30年12月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

平成31年1月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
守山区	上 志 段 味	蟻塚 海東 川原 竹の腰 細川原	一部	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
	下 志 段 味	上東禅寺	〃	〃
	深 沢 二 丁 目		〃	〃
緑 区	桶 狭 間 神 明		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
	鳴 海 町	有松裏 姥子 山 小森 長 田 明願	〃	〃
天白区	高 宮 町		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

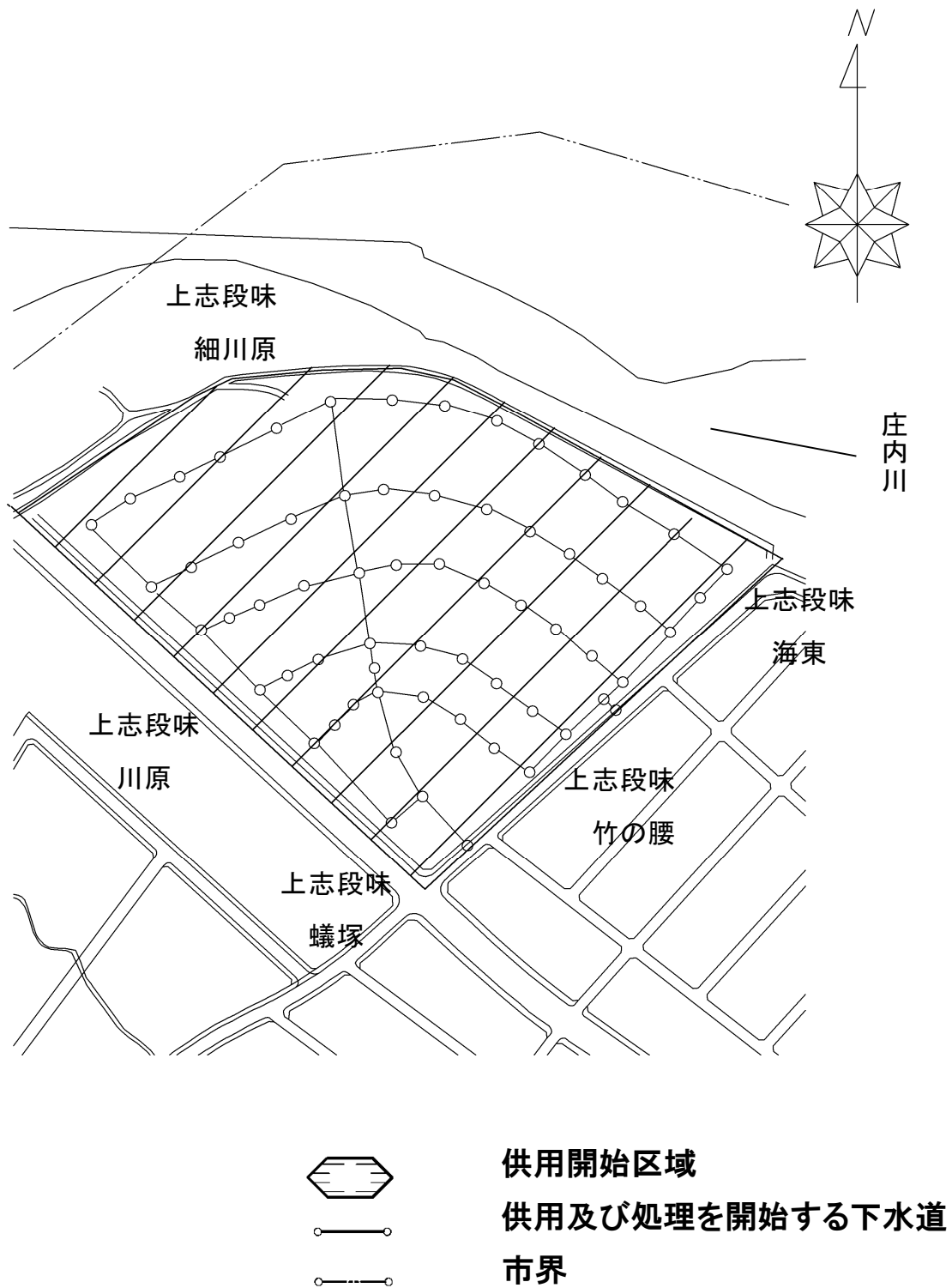
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	
分流式	守山区 緑区 天白区

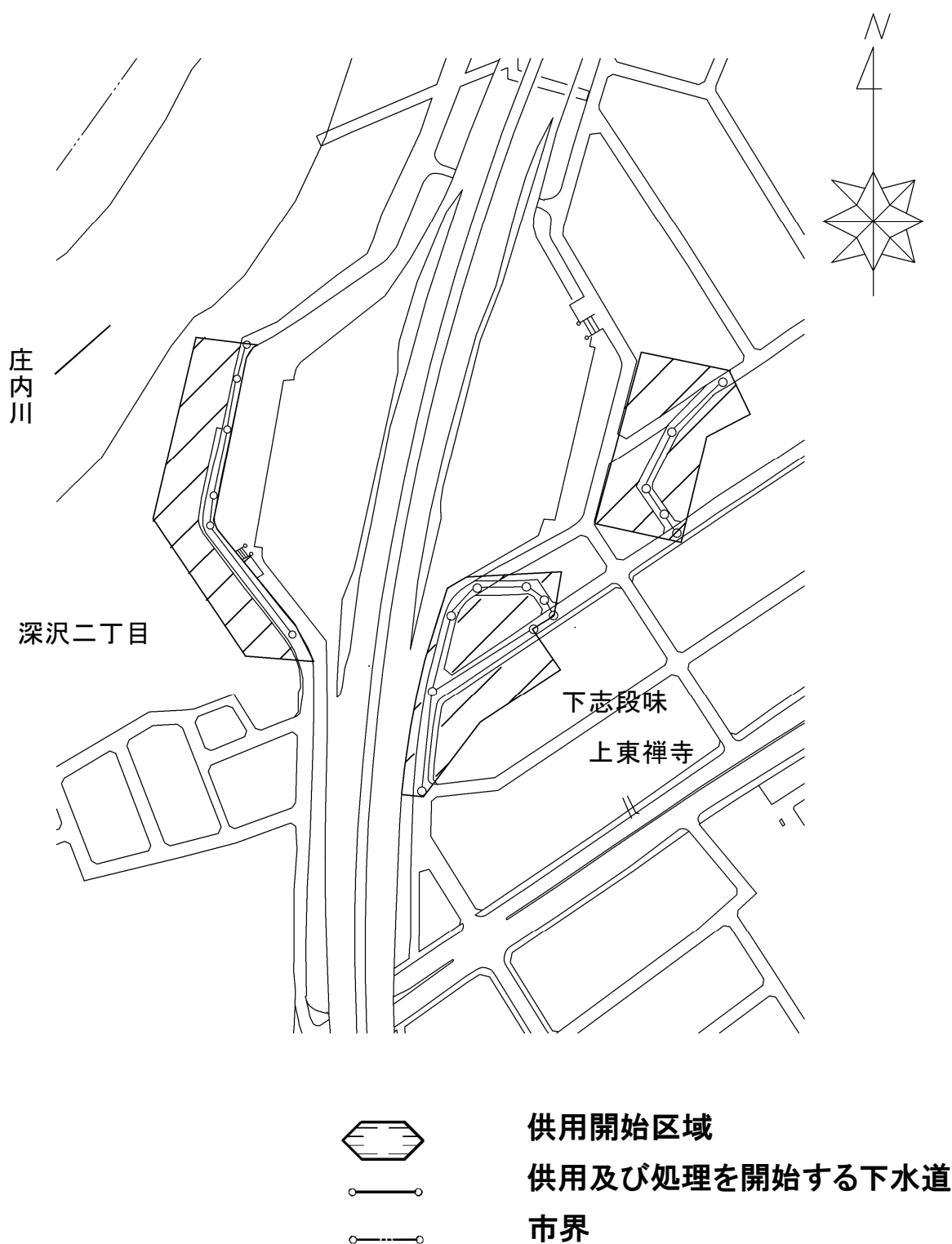
排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 1



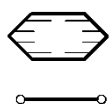
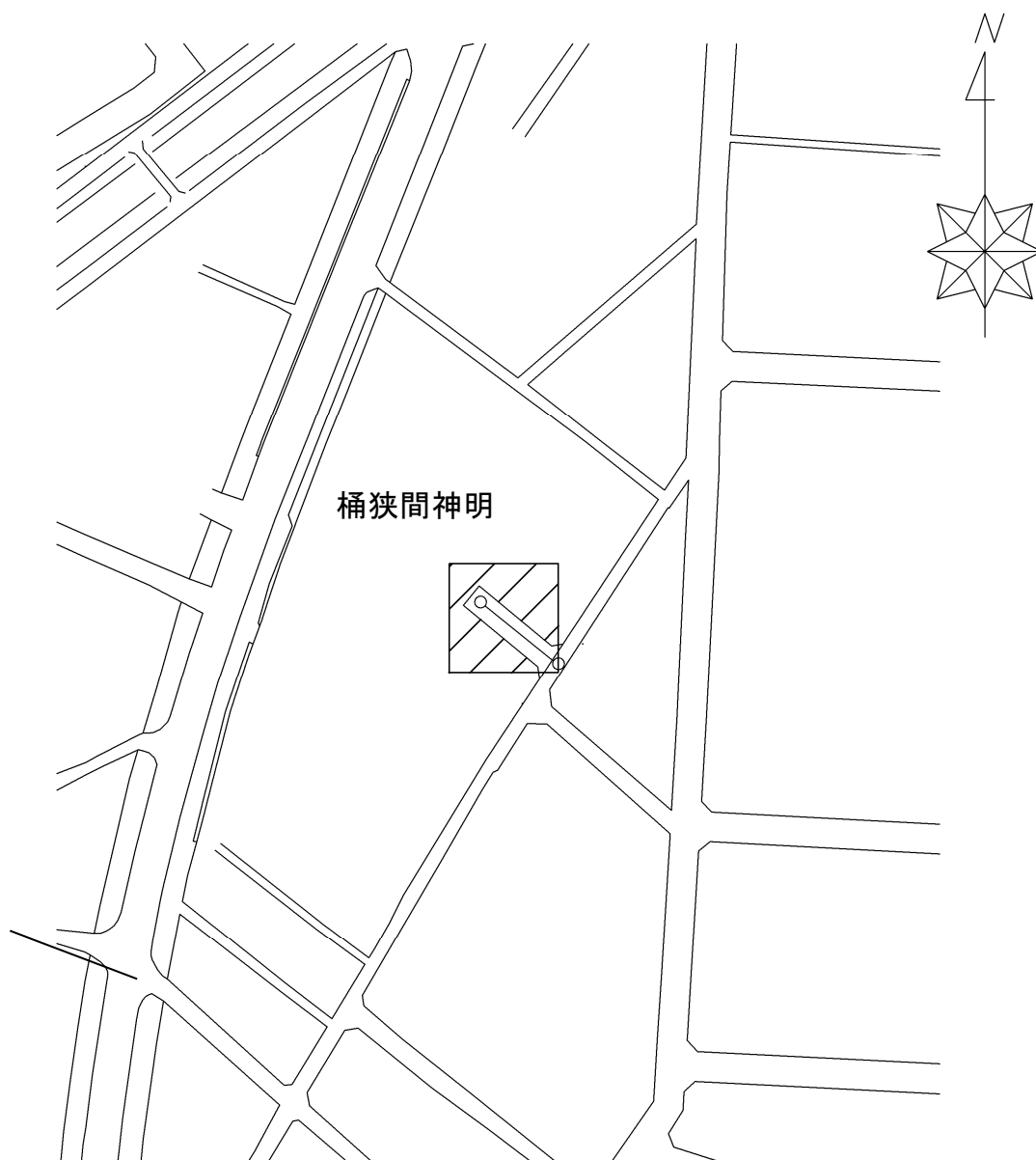
排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 2



排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1

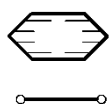
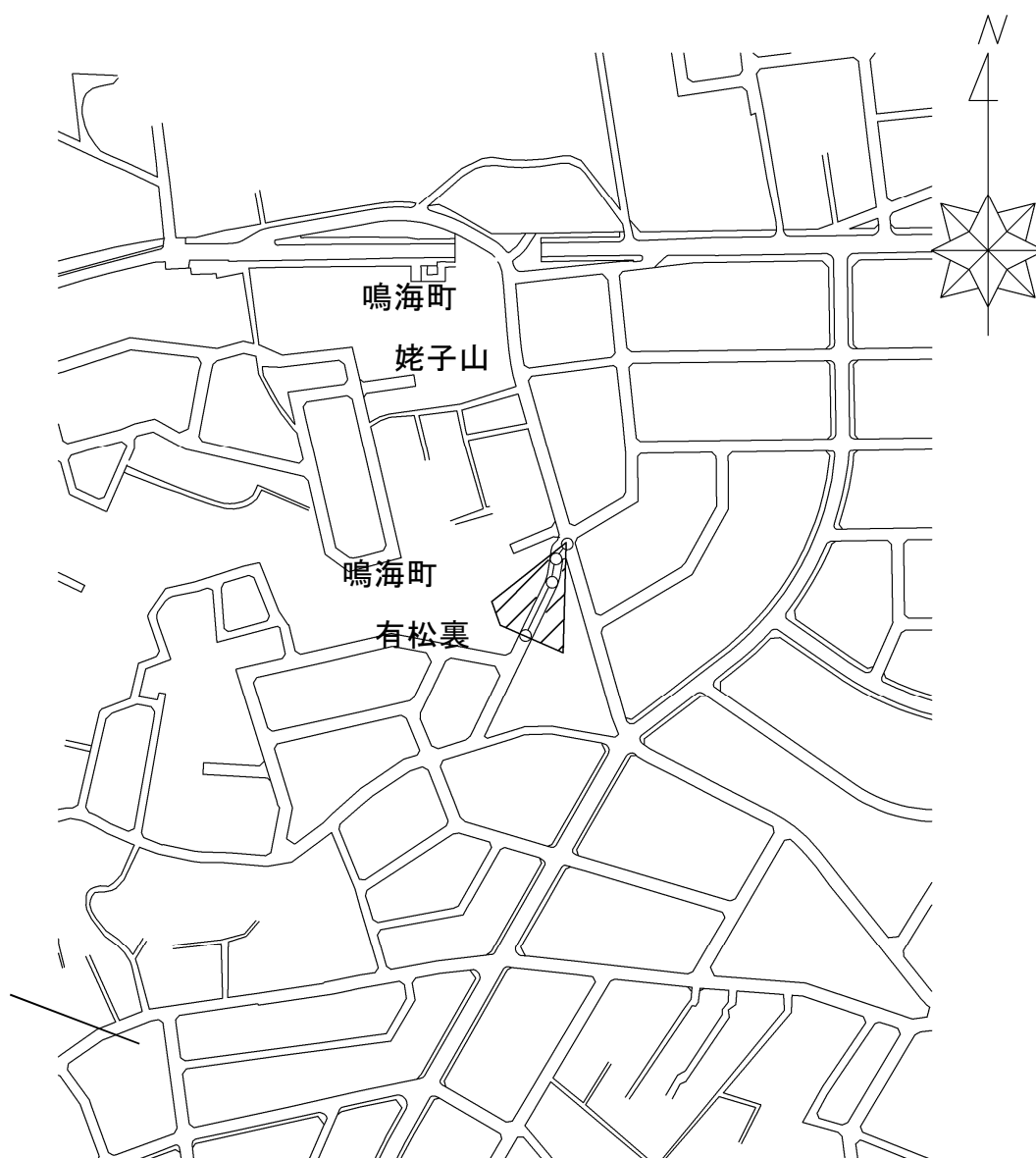


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2

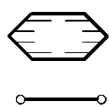


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 3

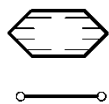
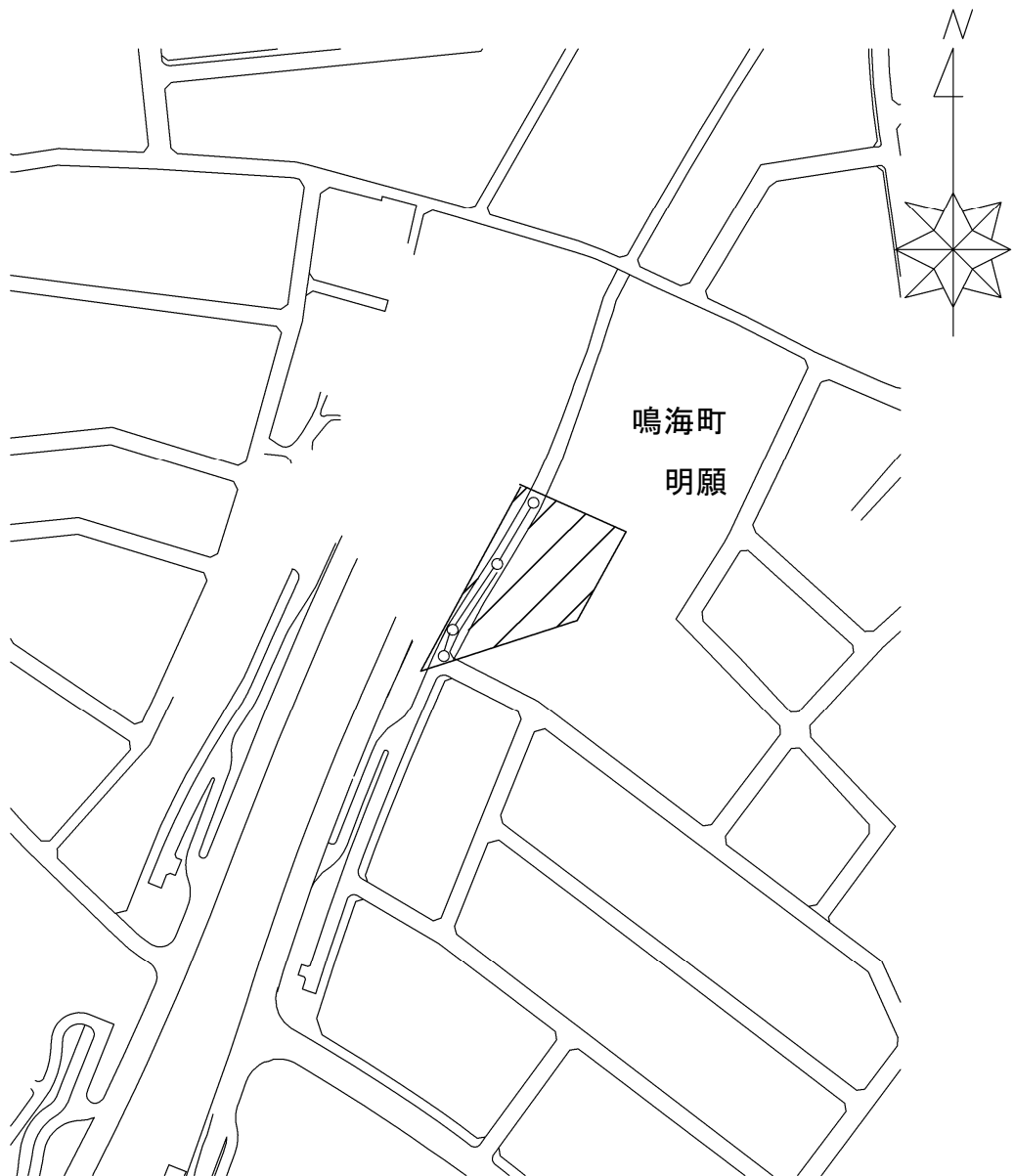


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 4

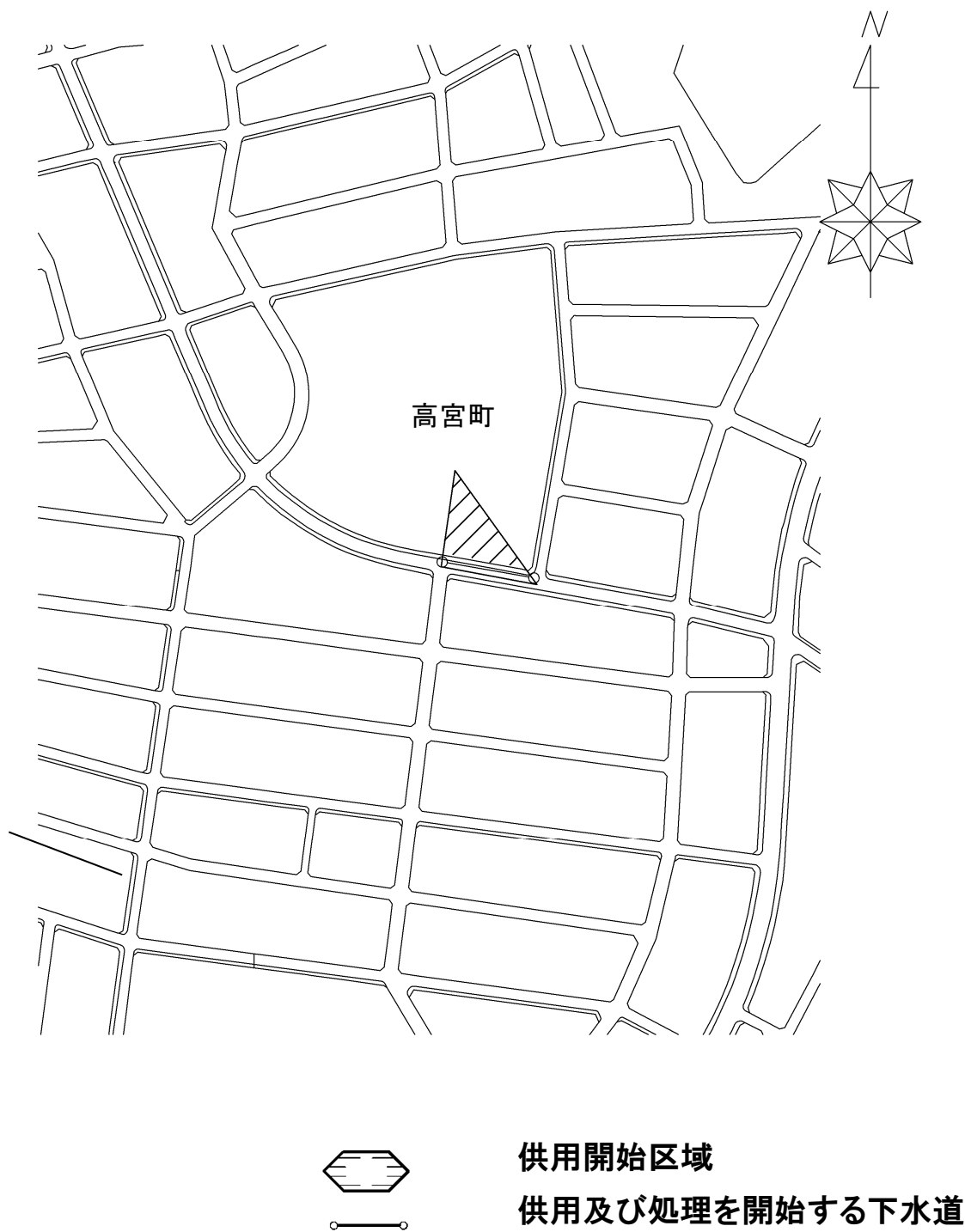


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）



名古屋市病院局管理規程第26号

名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年12月10日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 1条 名古屋市病院局職員の給与に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第40条第 2項中「支給する時期ごとの割合は、100分の90（特定管理職員にあつては100分の110）」を「割合は、6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあつては6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の115）」に改め、同条第 3項中「支給する時期ごとの割合は、1,000分の425（特定管理職員にあつては、1,000分の525）」を「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の425、12月に支給する場合においては1,000分の475（特定管理職員にあつては、6月に支給する場合においては1,000分の525、12月に支給する場合においては1,000分の575）」に改める。

第 2条 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第39条第 2項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,225、12月に支給する場合においては1,000分の1,375」を「支給する時期ごとの割合は、100分の130」に、「6月に支給する場合においては1,000分の1,025、12月に支給する場合においては1,000分の1,175」を「100分の110」に改め、同条第 3項中「1,000分の1,225」を「100分の130」に、「100分の65」と、「1,000分の1,375」とあるのは「100分の80」を「1,000分の725」に、「1,000分の1,025」を「100分の110」に、「100分の55」と、「1,000分の1,175」とあるのは「100分の70」を「1,000分の625」に改める。

第40条第 2項中「割合は、 6月に支給する場合においては 100分の90、12月に支給する場合においては 100分の95（特定管理職員にあっては 6月に支給する場合においては 100分の 110、12月に支給する場合においては 100分の 115）」を「支給する時期ごとの割合は、 1,000分の 925（特定管理職員にあっては 1,000分の 1,125）」に改め、同条第 3項中「割合は、 6月に支給する場合においては 1,000分の 425、12月に支給する場合においては 1,000分の 475（特定管理職員にあっては、 6月に支給する場合においては 1,000分の 525、12月に支給する場合においては 1,000分の 575）」を「支給する時期ごとの割合は、 100分の45（特定管理職員にあっては、 100分の 55）」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第 2条及び附則第 6項の規定は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 2 第 1条の規定による改正後の名古屋市病院局職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成30年12月 1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 3 適用日から平成31年 3月31日までの間における再任用職員（名古屋市病院局職員の給与に関する規程第39条第 2項に規定する特定管理職員に限る。）に対する改正後規程第40条第 3項の規定の適用については、なお従前の例による。

（給与の内払）

- 4 第 1条の規定による改正前の名古屋市病院局職員の給与に関する規程に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後規程による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 前 2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

(名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

- 6 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成28年
名古屋市病院局管理規程第 7号）の一部を次のように改正する。

附則別表第 1から附則別表第 4までを次のように改める。

附則別表第1 企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,400	157,300	214,600	229,100	243,900	271,100 (309,400)	323,300 (371,000)	394,700	414,000
2	143,500	158,500	216,200	230,600	246,000	273,200 (311,800)	326,100 (373,700)	397,900	417,600
3	144,600	159,700	217,800	232,100	248,000	275,300 (314,200)	328,900 (376,400)	401,100	421,100
4	145,600	160,900	219,400	233,500	250,000	277,300 (316,600)	331,700 (379,000)	404,200	424,600
5	146,600	162,000	220,900	234,900	252,000	279,300 (319,000)	334,400 (381,600)	407,300	428,100
6	147,700	163,700	222,500	236,900	254,000	281,500 (321,500)	337,100 (384,000)	410,500	431,800
7	148,800	165,300	224,100	238,900	256,000	283,700 (324,000)	339,800 (386,400)	413,600	435,500
8	149,900	166,900	225,700	240,900	258,000	285,800 (326,400)	342,500 (388,700)	416,700	439,100
9	150,900	168,500	227,300	242,800	260,000	287,900 (328,800)	345,100 (391,000)	419,800	442,700
10	152,100	171,500	229,300	244,800	262,100	290,200 (331,200)	347,500 (393,400)	423,000	446,300
11	153,200	174,500	231,300	246,800	264,200	292,400 (333,600)	349,900 (395,800)	426,100	449,800
12	154,300	177,400	233,200	248,800	266,200	294,600 (335,900)	352,300 (398,100)	429,200	453,300
13	155,400	180,300	235,100	250,700	268,200	296,800 (338,200)	354,600 (400,400)	432,300	456,800
14	156,900	182,000	237,100	252,800	270,300	299,100 (340,600)	356,900 (402,400)	435,300	460,400
15	158,400	183,600	239,000	254,900	272,400	301,400 (342,900)	359,200 (404,400)	438,300	463,900
16	159,900	185,200	240,900	256,900	274,500	303,600 (345,200)	361,500 (406,300)	441,300	467,400
17	161,300	186,800	242,800	258,900	276,500	305,800 (347,500)	363,800 (408,200)	444,200	470,900
18	163,100	188,400	244,700	261,000	278,600	308,200 (349,800)	366,000 (409,900)	447,000	474,400
19	164,900	190,000	246,600	263,100	280,700	310,600 (352,100)	368,200 (411,600)	449,800	477,900
20	166,700	191,600	248,500	265,200	282,800	312,900 (354,300)	370,400 (413,300)	452,600	481,300
21	168,500	193,200	250,400	267,300	284,900	315,200 (356,500)	372,500 (415,000)	455,300	484,700
22	171,500	194,800	252,300	269,500	287,100	317,600 (358,800)	374,700 (416,300)	457,900	488,000
23	174,500	196,400	254,200	271,600	289,200	320,000 (361,000)	376,800 (417,600)	460,500	491,200
24	177,400	198,000	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,900 (418,900)	463,100	494,400
25	180,300	199,600	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	381,000 (420,200)	465,600	497,600
26	181,900	201,200	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	383,100 (421,500)	467,700	500,800
27	183,500	202,800	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	385,100 (422,800)	469,800	503,900
28	185,000	204,400	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	387,100 (424,000)	471,900	507,000
29	186,500	206,000	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	389,100 (425,200)	474,000	510,100
30	187,500	207,600	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,800 (426,500)	476,000	513,300
31	188,500	209,200	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,400 (427,700)	478,000	516,400
32	189,500	210,800	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	394,000 (428,900)	479,900	519,500
33	190,400	212,400	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,600 (430,100)	481,800	522,600
34	191,400	214,000	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	397,000 (431,200)	483,400	525,700
35	192,400	215,600	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,400 (432,300)	485,000	528,800
36	193,400	217,200	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,800 (433,400)	486,600	531,800
37	194,300	218,800	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100 (434,400)	488,100	534,800
38	195,300	220,400	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,300 (435,200)	489,500	537,700
39	196,300	222,000	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,500 (436,000)	490,900	540,500
40	197,300	223,600	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,700 (436,700)	492,300	543,300

附則別表第1 企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
41	198,200	225,200	288,200	309,700	328,000	356,800 (392,900)	405,900 (437,400)	493,700	546,100
42	199,200	226,800	290,100	311,600	330,100	358,600 (394,300)	406,900 (438,200)	495,100	548,900
43	200,200	228,400	292,000	313,500	332,100	360,300 (395,600)	407,900 (439,000)	496,500	551,700
44	201,200	230,000	293,900	315,300	334,100	362,000 (396,900)	408,800 (439,700)	497,900	554,500
45	202,100	231,600	295,700	317,100	336,100	363,700 (398,200)	409,700 (440,400)	499,300	557,200
46	203,100	233,200	297,600	319,000	338,000	365,500 (399,200)	410,600 (441,200)	500,500	560,100
47	204,100	234,800	299,500	320,800	339,800	367,300 (400,200)	411,500 (441,900)	501,700	562,900
48	205,100	236,400	301,300	322,600	341,600	369,000 (401,200)	412,400 (442,600)	502,900	565,700
49	206,000	238,000	303,100	324,400	343,400	370,700 (402,200)	413,300 (443,300)	504,000	568,500
50	207,000	239,600	304,900	326,300	345,200	372,000 (402,900)	414,100 (444,100)	505,200	571,400
51	208,000	241,200	306,700	328,100	347,000	373,300 (403,600)	414,900 (444,900)	506,400	574,200
52	208,900	242,800	308,500	329,900	348,800	374,500 (404,300)	415,600 (445,600)	507,600	577,000
53	209,800	244,400	310,300	331,700	350,500	375,700 (405,000)	416,300 (446,300)	508,700	579,800
54	210,800	246,000	312,000	333,200	351,700	376,900 (405,700)	417,100 (447,100)	509,900	582,600
55	211,800	247,600	313,700	334,600	352,900	378,100 (406,400)	417,900 (447,800)	511,100	585,400
56	212,700	249,200	315,400	336,000	354,000	379,200 (407,100)	418,600 (448,500)	512,300	588,200
57	213,600	250,800	317,000	337,400	355,100	380,300 (407,800)	419,300 (449,200)	513,500	591,000
58	214,600	252,400	318,500	338,500	356,600	381,200 (408,500)	420,100 (450,000)	514,700	593,900
59	215,600	254,000	320,000	339,600	358,100	382,100 (409,200)	420,800 (450,800)	515,900	596,700
60	216,500	255,600	321,500	340,600	359,600	383,000 (409,900)	421,500 (451,500)	517,100	599,500
61	217,400	257,200	322,900	341,600	361,000	383,800 (410,500)	422,200 (452,200)	518,300	602,300
62	218,300	258,800	324,300	342,600	362,000	384,500 (411,200)	423,000 (453,000)		
63	219,100	260,400	325,700	343,600	363,000	385,200 (411,900)	423,800 (453,700)		
64	219,900	262,000	327,100	344,600	364,000	385,900 (412,600)	424,500 (454,400)		
65	220,700	263,500	328,500	345,600	364,900	386,600 (413,300)	425,200 (455,100)		
66	221,500	264,500	329,800	346,300	365,800	387,300 (414,000)	426,000 (455,900)		
67	222,300	265,500	331,100	346,900	366,600	388,000 (414,700)	426,700 (456,600)		
68	223,100	266,500	332,400	347,500	367,400	388,700 (415,400)	427,400 (457,300)		
69	223,900	267,400	333,600	348,100	368,200	389,300 (416,100)	428,100 (458,000)		
70	224,700	268,400	334,700	348,800	368,900	390,000 (416,800)	428,900 (458,800)		
71	225,500	269,400	335,800	349,500	369,600	390,700 (417,500)	429,600 (459,600)		
72	226,300	270,400	336,900	350,200	370,300	391,400 (418,200)	430,300 (460,300)		
73	227,100	271,300	337,900	350,900	371,000	392,100 (418,900)	431,000 (461,000)		
74	227,900	272,200	338,600	351,600	371,700	392,800 (419,600)	431,800 (461,800)		
75	228,700	273,100	339,300	352,300	372,400	393,500 (420,300)	432,500 (462,500)		
76	229,500	274,000	340,000	352,900	373,100	394,200 (421,000)	433,200 (463,200)		
77	230,200	274,900	340,600	353,500	373,800	394,900 (421,600)	433,900 (463,900)		
78	231,000	275,800	341,400	354,200	374,500	395,600 (422,300)	434,600 (464,700)		
79	231,800	276,700	342,200	354,900	375,200	396,300 (423,000)	435,300 (465,500)		
80	232,600	277,500	343,000	355,500	375,900	397,000 (423,700)	436,000 (466,200)		
81	233,300	278,300	343,700	356,100	376,500	397,700 (424,400)	436,700 (466,900)		
82	233,900	279,200	344,400	356,800	377,200	398,400 (425,100)	437,500		
83	234,500	280,100	345,000	357,500	377,900	399,100 (425,800)	438,200		
84	235,000	280,900	345,600	358,100	378,600	399,800 (426,500)	438,900		

附則別表第1 企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
85	235,500	281,700	346,200	358,700	379,300	400,400 (427,100)	439,600		
86	236,000	282,500	346,800	359,400	380,000	401,100 (427,800)	440,400		
87	236,500	283,300	347,400	360,100	380,700	401,800 (428,500)	441,100		
88	236,900	284,100	348,000	360,700	381,400	402,500 (429,100)	441,800		
89	237,300	284,800	348,500	361,300	382,100	403,200 (429,700)	442,500		
90	237,800	285,500	349,100	362,000	382,800	403,900	443,200		
91	238,200	286,200	349,700	362,600	383,500	404,600	443,900		
92	238,600	286,900	350,300	363,200	384,200	405,300	444,600		
93	239,000	287,500	350,900	363,800	384,900	406,000	445,300		
94	239,500	288,200	351,500	364,500	385,600	406,700	446,100		
95	239,900	288,900	352,000	365,200	386,300	407,400	446,800		
96	240,300	289,600	352,500	365,800	387,000	408,100	447,500		
97	240,700	290,200	353,000	366,400	387,600	408,700	448,200		
98		290,900	353,600	367,100	388,300	409,400			
99		291,600	354,100	367,800	389,000	410,100			
100		292,200	354,600	368,400	389,700	410,800			
101		292,800	355,100	369,000	390,400	411,400			
102		293,300	355,700	369,700	391,100	412,100			
103		293,800	356,200	370,400	391,800	412,800			
104		294,300	356,700	371,000	392,500	413,500			
105		294,700	357,200	371,600	393,200	414,100			
106		295,100	357,800	372,300	393,900	414,800			
107		295,500	358,300	373,000	394,600	415,500			
108		295,900	358,800	373,600	395,300	416,100			
109		296,300	359,300	374,200	395,900	416,700			
110		296,700	359,900	374,900	396,600	417,400			
111		297,100	360,400	375,500	397,300	418,000			
112		297,500	360,900	376,100	398,000	418,600			
113		297,900	361,400	376,700	398,700	419,200			
114		298,300	362,000	377,400	399,400				
115		298,700	362,500	378,100	400,100				
116		299,100	363,000	378,700	400,800				
117		299,500	363,500	379,300	401,500				
118		299,900	364,100	380,000	402,200				
119		300,300	364,600	380,700	402,900				
120		300,700	365,100	381,300	403,500				
121		301,100	365,600	381,900	404,100				
122		301,500		382,600	404,800				
123		301,900		383,300	405,500				
124		302,300		383,900	406,100				
125		302,600		384,500	406,700				
126		303,000		385,200	407,400				
127		303,400		385,900	408,100				
128		303,700		386,500	408,700				

附則別表第1 企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
129		304,000		387,100	409,300				
130		304,400		387,800	410,000				
131		304,800		388,400	410,700				
132		305,200		389,000	411,300				
133		305,500		389,600	411,900				
134		305,900		390,300					
135		306,300		390,900					
136		306,600		391,500					
137		306,900		392,100					
138		307,300		392,800					
139		307,600		393,400					
140		307,900		394,000					
141		308,200		394,600					
142		308,600		395,300					
143		308,900		395,900					
144		309,200		396,500					
145		309,500		397,100					
146				397,800					
147				398,400					
148				399,000					
149				399,600					
150				400,300					
151				400,900					
152				401,500					
153				402,100					
154				402,700					
155				403,300					
156				403,900					
157				404,400					

備考 1 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
2 この表の 7級の 1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第2 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	130,900	148,000	214,600	229,100	243,900
2	131,900	149,200	216,200	230,600	246,000
3	132,900	150,400	217,800	232,100	248,000
4	133,800	151,600	219,400	233,500	250,000
5	134,700	152,700	220,900	234,900	252,000
6	135,700	153,900	222,500	236,900	254,000
7	136,700	155,100	224,100	238,900	256,000
8	137,600	156,200	225,700	240,900	258,000
9	138,500	157,300	227,300	242,800	260,000
10	139,500	158,500	229,300	244,800	262,100
11	140,500	159,700	231,300	246,800	264,200
12	141,500	160,900	233,200	248,800	266,200
13	142,400	162,000	235,100	250,700	268,200
14	143,500	163,700	237,100	252,800	270,300
15	144,600	165,300	239,000	254,900	272,400
16	145,600	166,900	240,900	256,900	274,500
17	146,600	168,500	242,800	258,900	276,500
18	147,700	171,500	244,700	261,000	278,600
19	148,800	174,500	246,600	263,100	280,700
20	149,900	177,400	248,500	265,200	282,800
21	150,900	180,300	250,400	267,300	284,900
22	152,100	182,000	252,300	269,500	287,100
23	153,200	183,600	254,200	271,600	289,200
24	154,300	185,200	256,100	273,700	291,300
25	155,400	186,800	257,900	275,800	293,400
26	156,900	188,400	259,800	278,000	295,600
27	158,400	190,000	261,700	280,100	297,700
28	159,900	191,600	263,600	282,200	299,800
29	161,300	193,200	265,500	284,300	301,900
30	163,100	194,800	267,400	286,500	304,100
31	164,900	196,400	269,300	288,600	306,200
32	166,700	198,000	271,200	290,700	308,300
33	168,500	199,600	273,100	292,800	310,400
34	171,500	201,200	275,000	295,000	312,700
35	174,500	202,800	276,900	297,200	315,000
36	177,400	204,400	278,800	299,400	317,200
37	180,300	206,000	280,700	301,500	319,400
38	181,900	207,600	282,600	303,600	321,600
39	183,500	209,200	284,500	305,700	323,800
40	185,000	210,800	286,400	307,700	325,900

附則別表第2 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
41	186,500	212,400	288,200	309,700	328,000
42	187,500	214,000	290,100	311,600	330,100
43	188,500	215,600	292,000	313,500	332,100
44	189,500	217,200	293,900	315,300	334,100
45	190,400	218,800	295,700	317,100	336,100
46	191,400	220,400	297,600	319,000	338,000
47	192,400	222,000	299,500	320,800	339,800
48	193,400	223,600	301,300	322,600	341,600
49	194,300	225,200	303,100	324,400	343,400
50	195,300	226,800	304,900	326,300	345,200
51	196,300	228,400	306,700	328,100	347,000
52	197,300	230,000	308,500	329,900	348,800
53	198,200	231,600	310,300	331,700	350,500
54	199,200	233,200	312,000	333,200	351,700
55	200,200	234,800	313,700	334,600	352,900
56	201,200	236,400	315,400	336,000	354,000
57	202,100	238,000	317,000	337,400	355,100
58	203,100	239,600	318,500	338,500	356,600
59	204,100	241,200	320,000	339,600	358,100
60	205,100	242,800	321,500	340,600	359,600
61	206,000	244,400	322,900	341,600	361,000
62	207,000	246,000	324,300	342,600	362,000
63	208,000	247,600	325,700	343,600	363,000
64	208,900	249,200	327,100	344,600	364,000
65	209,800	250,800	328,500	345,600	364,900
66	210,800	252,400	329,800	346,300	365,800
67	211,800	254,000	331,100	346,900	366,600
68	212,700	255,600	332,400	347,500	367,400
69	213,600	257,200	333,600	348,100	368,200
70	214,600	258,800	334,700	348,800	368,900
71	215,600	260,400	335,800	349,500	369,600
72	216,500	262,000	336,900	350,200	370,300
73	217,400	263,500	337,900	350,900	371,000
74	218,300	264,500	338,600	351,600	371,700
75	219,100	265,500	339,300	352,300	372,400
76	219,900	266,500	340,000	352,900	373,100
77	220,700	267,400	340,600	353,500	373,800
78	221,500	268,400	341,400	354,200	374,500
79	222,300	269,400	342,200	354,900	375,200
80	223,100	270,400	343,000	355,500	375,900
81	223,900	271,300	343,700	356,100	376,500
82	224,700	272,200	344,400	356,800	377,200
83	225,500	273,100	345,000	357,500	377,900
84	226,300	274,000	345,600	358,100	378,600

附則別表第 2 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
85	227,100	274,900	346,200	358,700	379,300
86	227,900	275,800	346,800	359,400	380,000
87	228,700	276,700	347,400	360,100	380,700
88	229,500	277,500	348,000	360,700	381,400
89	230,200	278,300	348,500	361,300	382,100
90	231,000	279,200	349,100	362,000	382,800
91	231,800	280,100	349,700	362,600	383,500
92	232,600	280,900	350,300	363,200	384,200
93	233,300	281,700	350,900	363,800	384,900
94	233,900	282,500	351,500	364,500	385,600
95	234,500	283,300	352,000	365,200	386,300
96	235,000	284,100	352,500	365,800	387,000
97	235,500	284,800	353,000	366,400	387,600
98	236,000	285,500	353,600	367,100	388,300
99	236,500	286,200	354,100	367,800	389,000
100	236,900	286,900	354,600	368,400	389,700
101	237,300	287,500	355,100	369,000	390,400
102	237,800	288,200	355,700	369,700	391,100
103	238,200	288,900	356,200	370,400	391,800
104	238,600	289,600	356,700	371,000	392,500
105	239,000	290,200	357,200	371,600	393,200
106	239,500	290,900	357,800	372,300	393,900
107	239,900	291,600	358,300	373,000	394,600
108	240,300	292,200	358,800	373,600	395,300
109	240,700	292,800	359,300	374,200	395,900
110		293,300	359,900	374,900	396,600
111		293,800	360,400	375,500	397,300
112		294,300	360,900	376,100	398,000
113		294,700	361,400	376,700	398,700
114		295,100	362,000	377,400	399,400
115		295,500	362,500	378,100	400,100
116		295,900	363,000	378,700	400,800
117		296,300	363,500	379,300	401,500
118		296,700		380,000	402,200
119		297,100		380,700	402,900
120		297,500		381,300	403,500
121		297,900		381,900	404,100
122		298,300		382,600	404,800
123		298,700		383,300	405,500
124		299,100		383,900	406,100
125		299,500		384,500	406,700
126		299,900		385,200	
127		300,300		385,900	
128		300,700		386,500	

附則別表第 2 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
129		301,100		387,100	
130		301,500		387,800	
131		301,900		388,400	
132		302,300		389,000	
133		302,600		389,600	
134		303,000		390,300	
135		303,400		390,900	
136		303,700		391,500	
137		304,000		392,100	
138		304,400		392,800	
139		304,800		393,400	
140		305,200		394,000	
141		305,500		394,600	
142		305,900		395,300	
143		306,300		395,900	
144		306,600		396,500	
145		306,900		397,100	
146			397,800		
147			398,400		
148			399,000		
149			399,600		
150			400,300		
151			400,900		
152			401,500		
153			402,100		
154			402,700		
155			403,300		
156			403,900		
157			404,400		

附則別表第3 企業職給料表(4)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	142,400	157,300	214,600	243,400	260,500	271,100 (309,400)	327,000
2	143,500	158,500	216,200	245,200	262,600	273,200 (311,800)	329,700
3	144,600	159,700	217,800	247,000	264,700	275,300 (314,200)	332,300
4	145,600	160,900	219,400	248,800	266,700	277,300 (316,600)	334,900
5	146,600	162,000	220,900	250,500	268,700	279,300 (319,000)	337,500
6	147,700	163,700	222,500	252,500	270,800	281,500 (321,500)	340,200
7	148,800	165,300	224,100	254,500	272,900	283,700 (324,000)	342,800
8	149,900	166,900	225,700	256,500	275,000	285,800 (326,400)	345,400
9	150,900	168,500	227,300	258,400	277,000	287,900 (328,800)	348,000
10	152,100	171,500	229,300	260,500	279,200	290,200 (331,200)	350,600
11	153,200	174,500	231,300	262,500	281,300	292,400 (333,600)	353,200
12	154,300	177,400	233,200	264,500	283,400	294,600 (335,900)	355,800
13	155,400	180,300	235,100	266,500	285,500	296,800 (338,200)	358,400
14	156,900	182,000	237,100	268,600	287,700	299,100 (340,600)	361,300
15	158,400	183,600	239,000	270,700	289,800	301,400 (342,900)	364,100
16	159,900	185,200	240,900	272,700	291,900	303,600 (345,200)	366,900
17	161,300	186,800	242,800	274,700	294,000	305,800 (347,500)	369,700
18	163,100	188,400	244,700	276,800	296,200	308,200 (349,800)	372,300
19	164,900	190,000	246,600	278,900	298,300	310,600 (352,100)	374,800
20	166,700	191,600	248,500	281,000	300,400	312,900 (354,300)	377,300
21	168,500	193,200	250,400	283,100	302,500	315,200 (356,500)	379,800
22	171,500	194,800	252,300	285,200	304,700	317,600 (358,800)	382,300
23	174,500	196,400	254,200	287,300	306,900	320,000 (361,000)	384,700
24	177,400	198,000	256,100	289,400	309,000	322,400 (363,200)	387,100
25	180,300	199,600	257,900	291,500	311,100	324,700 (365,400)	389,500
26	181,900	201,200	259,800	293,700	313,400	326,700 (367,700)	391,800
27	183,500	202,800	261,700	295,900	315,700	328,700 (369,900)	394,100
28	185,000	204,400	263,600	298,100	318,000	330,700 (372,100)	396,400
29	186,500	206,000	265,500	300,200	320,300	332,600 (374,300)	398,700
30	187,500	207,600	267,400	302,300	322,500	334,600 (376,500)	400,800
31	188,500	209,200	269,300	304,400	324,700	336,600 (378,600)	402,800
32	189,500	210,800	271,200	306,500	326,900	338,600 (380,700)	404,800
33	190,400	212,400	273,100	308,500	329,000	340,500 (382,800)	406,800
34	191,400	214,000	275,000	310,400	331,100	342,600 (384,400)	408,400
35	192,400	215,600	276,900	312,300	333,200	344,700 (386,000)	410,000
36	193,400	217,200	278,800	314,200	335,200	346,700 (387,600)	411,600
37	194,300	218,800	280,700	316,100	337,200	348,700 (389,100)	413,200
38	195,300	220,400	282,600	317,900	339,100	350,800 (390,100)	414,400
39	196,300	222,000	284,500	319,700	341,000	352,800 (391,100)	415,500
40	197,300	223,600	286,400	321,500	342,800	354,800 (392,000)	416,600

附則別表第3 企業職給料表(4)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
41	198,200	225,200	288,200	323,300	344,600	356,800 (392,900)	417,700
42	199,200	226,800	290,100	324,700	346,200	358,600 (394,300)	418,700
43	200,200	228,400	292,000	326,100	347,800	360,300 (395,600)	419,700
44	201,200	230,000	293,900	327,500	349,300	362,000 (396,900)	420,700
45	202,100	231,600	295,700	328,900	350,800	363,700 (398,200)	421,600
46	203,100	233,200	297,600	330,300	352,000	365,500 (399,200)	422,600
47	204,100	234,800	299,500	331,600	353,200	367,300 (400,200)	423,600
48	205,100	236,400	301,300	332,900	354,400	369,000 (401,200)	424,500
49	206,000	238,000	303,100	334,200	355,500	370,700 (402,200)	425,400
50	207,000	239,600	304,900	335,700	357,100	372,000 (402,900)	426,400
51	208,000	241,200	306,700	337,200	358,700	373,300 (403,600)	427,400
52	208,900	242,800	308,500	338,700	360,300	374,500 (404,300)	428,300
53	209,800	244,400	310,300	340,100	361,800	375,700 (405,000)	429,200
54	210,800	246,000	312,000	341,300	363,000	376,900 (405,700)	430,200
55	211,800	247,600	313,700	342,400	364,200	378,100 (406,400)	431,200
56	212,700	249,200	315,400	343,500	365,400	379,200 (407,100)	432,100
57	213,600	250,800	317,000	344,600	366,600	380,300 (407,800)	433,000
58	214,600	252,400	318,500	345,700	367,600	381,200 (408,500)	434,000
59	215,600	254,000	320,000	346,700	368,500	382,100 (409,200)	435,000
60	216,500	255,600	321,500	347,700	369,400	383,000 (409,900)	435,900
61	217,400	257,200	322,900	348,700	370,300	383,800 (410,500)	436,800
62	218,300	258,800	324,300	349,700	371,300	384,500 (411,200)	437,800
63	219,100	260,400	325,700	350,600	372,200	385,200 (411,900)	438,800
64	219,900	262,000	327,100	351,500	373,100	385,900 (412,600)	439,700
65	220,700	263,500	328,500	352,400	374,000	386,600 (413,300)	440,600
66	221,500	264,500	329,800	353,300	374,900	387,300 (414,000)	441,600
67	222,300	265,500	331,100	354,100	375,800	388,000 (414,700)	442,600
68	223,100	266,500	332,400	354,900	376,700	388,700 (415,400)	443,600
69	223,900	267,400	333,600	355,700	377,600	389,300 (416,100)	444,500
70	224,700	268,400	334,700	356,500	378,500	390,000 (416,800)	445,500
71	225,500	269,400	335,800	357,300	379,300	390,700 (417,500)	446,500
72	226,300	270,400	336,900	358,100	380,100	391,400 (418,200)	447,400
73	227,100	271,300	337,900	358,900	380,900	392,100 (418,900)	448,300
74	227,900	272,200	338,600	359,600	381,600	392,800 (419,600)	449,300
75	228,700	273,100	339,300	360,300	382,300	393,500 (420,300)	450,300
76	229,500	274,000	340,000	360,900	383,000	394,200 (421,000)	451,200
77	230,200	274,900	340,600	361,500	383,700	394,900 (421,600)	452,100
78	231,000	275,800	341,400	362,200	384,400	395,600 (422,300)	453,100
79	231,800	276,700	342,200	362,900	385,100	396,300 (423,000)	454,000
80	232,600	277,500	343,000	363,600	385,800	397,000 (423,700)	454,900
81	233,300	278,300	343,700	364,200	386,500	397,700 (424,400)	455,800
82	233,900	279,200	344,400	364,900	387,200	398,400 (425,100)	456,800
83	234,500	280,100	345,000	365,600	387,900	399,100 (425,800)	457,800
84	235,000	280,900	345,600	366,300	388,600	399,800 (426,500)	458,700

附則別表第 3 企業職給料表(4)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
85	235,500	281,700	346,200	366,900	389,200	400,400 (427,100)	459,600
86	236,000	282,500	346,800	367,600	389,900	401,100 (427,800)	
87	236,500	283,300	347,400	368,300	390,600	401,800 (428,500)	
88	236,900	284,100	348,000	369,000	391,300	402,500 (429,100)	
89	237,300	284,800	348,500	369,600	392,000	403,200 (429,700)	
90	237,800	285,500	349,100	370,300	392,700	403,900	
91	238,200	286,200	349,700	371,000	393,400	404,600	
92	238,600	286,900	350,300	371,600	394,100	405,300	
93	239,000	287,500	350,900	372,200	394,800	406,000	
94	239,500	288,200	351,500	372,900	395,500	406,700	
95	239,900	288,900	352,000	373,600	396,200	407,400	
96	240,300	289,600	352,500	374,300	396,900	408,100	
97	240,700	290,200	353,000	374,900	397,600	408,700	
98		290,900	353,600	375,600	398,300	409,400	
99		291,600	354,100	376,300	399,000	410,100	
100		292,200	354,600	376,900	399,700	410,800	
101		292,800	355,100	377,500	400,300	411,400	
102		293,300	355,700	378,200	401,000	412,100	
103		293,800	356,200	378,900	401,700	412,800	
104		294,300	356,700	379,500	402,400	413,500	
105		294,700	357,200	380,100	403,000	414,100	
106		295,100	357,800	380,800	403,700	414,800	
107		295,500	358,300	381,500	404,400	415,500	
108		295,900	358,800	382,100	405,000	416,100	
109		296,300	359,300	382,700	405,600	416,700	
110		296,700	359,900	383,400	406,300	417,400	
111		297,100	360,400	384,000	407,000	418,000	
112		297,500	360,900	384,600	407,600	418,600	
113		297,900	361,400	385,200	408,200	419,200	
114		298,300	362,000	385,900	408,900		
115		298,700	362,500	386,600	409,500		
116		299,100	363,000	387,200	410,100		
117		299,500	363,500	387,800	410,700		
118		299,900		388,500			
119		300,300		389,100			
120		300,700		389,700			
121		301,100		390,300			
122		301,500		391,000			
123		301,900		391,600			
124		302,300		392,200			
125		302,600		392,800			
126		303,000		393,500			
127		303,400		394,100			
128		303,700		394,700			

附則別表第3 企業職給料表(4)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
129		304,000		395,300			
130		304,400		396,000			
131		304,800		396,600			
132		305,200		397,200			
133		305,500		397,800			
134		305,900		398,400			
135		306,300		399,000			
136		306,600		399,600			
137		306,900		400,200			
138				400,900			
139				401,500			
140				402,100			
141				402,700			
142				403,300			
143				403,900			
144				404,500			
145				405,100			

備考 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第 4 企業職給料表(5)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	150,900	157,300	214,600	229,100	243,900	271,100 (309,400)	324,400
2	152,100	158,500	216,200	230,600	246,000	273,200 (311,800)	327,100
3	153,200	159,700	217,800	232,100	248,000	275,300 (314,200)	329,700
4	154,300	160,900	219,400	233,500	250,000	277,300 (316,600)	332,300
5	155,400	162,000	220,900	234,900	252,000	279,300 (319,000)	334,900
6	156,900	163,700	222,500	236,900	254,000	281,500 (321,500)	337,300
7	158,400	165,300	224,100	238,900	256,000	283,700 (324,000)	339,600
8	159,900	166,900	225,700	240,900	258,000	285,800 (326,400)	341,900
9	161,300	168,500	227,300	242,800	260,000	287,900 (328,800)	344,200
10	163,100	171,500	229,300	244,800	262,100	290,200 (331,200)	346,600
11	164,900	174,500	231,300	246,800	264,200	292,400 (333,600)	348,900
12	166,700	177,400	233,200	248,800	266,200	294,600 (335,900)	351,200
13	168,500	180,300	235,100	250,700	268,200	296,800 (338,200)	353,500
14	171,500	182,000	237,100	252,800	270,300	299,100 (340,600)	355,800
15	174,500	183,600	239,000	254,900	272,400	301,400 (342,900)	358,100
16	177,400	185,200	240,900	256,900	274,500	303,600 (345,200)	360,400
17	180,300	186,800	242,800	258,900	276,500	305,800 (347,500)	362,700
18	181,900	188,400	244,700	261,000	278,600	308,200 (349,800)	365,100
19	183,500	190,000	246,600	263,100	280,700	310,600 (352,100)	367,400
20	185,000	191,600	248,500	265,200	282,800	312,900 (354,300)	369,700
21	186,500	193,200	250,400	267,300	284,900	315,200 (356,500)	372,000
22	187,500	194,800	252,300	269,500	287,100	317,600 (358,800)	374,200
23	188,500	196,400	254,200	271,600	289,200	320,000 (361,000)	376,400
24	189,500	198,000	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,600
25	190,400	199,600	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	380,800
26	191,400	201,200	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	382,800
27	192,400	202,800	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	384,800
28	193,400	204,400	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	386,800
29	194,300	206,000	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	388,700
30	195,300	207,600	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,400
31	196,300	209,200	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,100
32	197,300	210,800	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	393,800
33	198,200	212,400	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,400
34	199,200	214,000	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	396,900
35	200,200	215,600	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,300
36	201,200	217,200	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,700
37	202,100	218,800	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100
38	203,100	220,400	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,200
39	204,100	222,000	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,300
40	205,100	223,600	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,300

附則別表第 4 企業職給料表(5)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
41	206,000	225,200	288,200	309,700	328,000	356,800 (392,900)	405,300
42	207,000	226,800	290,100	311,600	330,100	358,600 (394,300)	406,300
43	208,000	228,400	292,000	313,500	332,100	360,300 (395,600)	407,300
44	208,900	230,000	293,900	315,300	334,100	362,000 (396,900)	408,300
45	209,800	231,600	295,700	317,100	336,100	363,700 (398,200)	409,300
46	210,800	233,200	297,600	319,000	338,000	365,500 (399,200)	410,300
47	211,800	234,800	299,500	320,800	339,800	367,300 (400,200)	411,300
48	212,700	236,400	301,300	322,600	341,600	369,000 (401,200)	412,300
49	213,600	238,000	303,100	324,400	343,400	370,700 (402,200)	413,300
50	214,600	239,600	304,900	326,300	345,200	372,000 (402,900)	414,200
51	215,600	241,200	306,700	328,100	347,000	373,300 (403,600)	415,000
52	216,500	242,800	308,500	329,900	348,800	374,500 (404,300)	415,800
53	217,400	244,400	310,300	331,700	350,500	375,700 (405,000)	416,600
54	218,300	246,000	312,000	333,200	351,700	376,900 (405,700)	417,400
55	219,100	247,600	313,700	334,600	352,900	378,100 (406,400)	418,200
56	219,900	249,200	315,400	336,000	354,000	379,200 (407,100)	419,000
57	220,700	250,800	317,000	337,400	355,100	380,300 (407,800)	419,700
58	221,500	252,400	318,500	338,500	356,600	381,200 (408,500)	420,500
59	222,300	254,000	320,000	339,600	358,100	382,100 (409,200)	421,300
60	223,100	255,600	321,500	340,600	359,600	383,000 (409,900)	422,100
61	223,900	257,200	322,900	341,600	361,000	383,800 (410,500)	422,900
62	224,700	258,800	324,300	342,600	362,000	384,500 (411,200)	423,700
63	225,500	260,400	325,700	343,600	363,000	385,200 (411,900)	424,500
64	226,300	262,000	327,100	344,600	364,000	385,900 (412,600)	425,300
65	227,100	263,500	328,500	345,600	364,900	386,600 (413,300)	426,000
66	227,900	264,500	329,800	346,300	365,800	387,300 (414,000)	426,800
67	228,700	265,500	331,100	346,900	366,600	388,000 (414,700)	427,600
68	229,500	266,500	332,400	347,500	367,400	388,700 (415,400)	428,400
69	230,200	267,400	333,600	348,100	368,200	389,300 (416,100)	429,200
70	231,000	268,400	334,700	348,800	368,900	390,000 (416,800)	430,000
71	231,800	269,400	335,800	349,500	369,600	390,700 (417,500)	430,800
72	232,600	270,400	336,900	350,200	370,300	391,400 (418,200)	431,600
73	233,300	271,300	337,900	350,900	371,000	392,100 (418,900)	432,300
74	233,900	272,200	338,600	351,600	371,700	392,800 (419,600)	433,100
75	234,500	273,100	339,300	352,300	372,400	393,500 (420,300)	433,900
76	235,000	274,000	340,000	352,900	373,100	394,200 (421,000)	434,700
77	235,500	274,900	340,600	353,500	373,800	394,900 (421,600)	435,500
78	236,000	275,800	341,400	354,200	374,500	395,600 (422,300)	
79	236,500	276,700	342,200	354,900	375,200	396,300 (423,000)	
80	236,900	277,500	343,000	355,500	375,900	397,000 (423,700)	
81	237,300	278,300	343,700	356,100	376,500	397,700 (424,400)	
82	237,800	279,200	344,400	356,800	377,200	398,400 (425,100)	
83	238,200	280,100	345,000	357,500	377,900	399,100 (425,800)	
84	238,600	280,900	345,600	358,100	378,600	399,800 (426,500)	

附則別表第 4 企業職給料表(5)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
85	239,000	281,700	346,200	358,700	379,300	400,400 (427,100)	
86	239,500	282,500	346,800	359,400	380,000	401,100 (427,800)	
87	239,900	283,300	347,400	360,100	380,700	401,800 (428,500)	
88	240,300	284,100	348,000	360,700	381,400	402,500 (429,100)	
89	240,700	284,800	348,500	361,300	382,100	403,200 (429,700)	
90		285,500	349,100	362,000	382,800	403,900	
91		286,200	349,700	362,600	383,500	404,600	
92		286,900	350,300	363,200	384,200	405,300	
93		287,500	350,900	363,800	384,900	406,000	
94		288,200	351,500	364,500	385,600	406,700	
95		288,900	352,000	365,200	386,300	407,400	
96		289,600	352,500	365,800	387,000	408,100	
97		290,200	353,000	366,400	387,600	408,700	
98		290,900	353,600	367,100	388,300	409,400	
99		291,600	354,100	367,800	389,000	410,100	
100		292,200	354,600	368,400	389,700	410,800	
101		292,800	355,100	369,000	390,400	411,400	
102		293,300	355,700	369,700	391,100	412,100	
103		293,800	356,200	370,400	391,800	412,800	
104		294,300	356,700	371,000	392,500	413,500	
105		294,700	357,200	371,600	393,200	414,100	
106		295,100	357,800	372,300	393,900	414,800	
107		295,500	358,300	373,000	394,600	415,500	
108		295,900	358,800	373,600	395,300	416,100	
109		296,300	359,300	374,200	395,900	416,700	
110		296,700	359,900	374,900	396,600	417,400	
111		297,100	360,400	375,500	397,300	418,000	
112		297,500	360,900	376,100	398,000	418,600	
113		297,900	361,400	376,700	398,700	419,200	
114		298,300	362,000	377,400	399,400		
115		298,700	362,500	378,100	400,100		
116		299,100	363,000	378,700	400,800		
117		299,500	363,500	379,300	401,500		
118		299,900		380,000	402,200		
119		300,300		380,700	402,900		
120		300,700		381,300	403,500		
121		301,100		381,900	404,100		
122		301,500		382,600	404,800		
123		301,900		383,300	405,500		
124		302,300		383,900	406,100		
125		302,600		384,500	406,700		
126		303,000		385,200			
127		303,400		385,900			
128		303,700		386,500			

附則別表第 4 企業職給料表(5)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
129		304,000		387,100			
130		304,400		387,800			
131		304,800		388,400			
132		305,200		389,000			
133		305,500		389,600			
134		305,900		390,300			
135		306,300		390,900			
136		306,600		391,500			
137		306,900		392,100			
138				392,800			
139				393,400			
140				394,000			
141				394,600			
142				395,300			
143				395,900			
144				396,500			
145				397,100			
146				397,800			
147				398,400			
148				399,000			
149				399,600			
150				400,300			
151				400,900			
152				401,500			
153				402,100			
154				402,700			
155				403,300			
156				403,900			
157				404,400			

備考 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

名古屋市病院局管理規程第27号

名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年12月10日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第1条 名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第34号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第40条第2項」を「第40条第1項」に改める。

第17条の2第1号中「支給する時期ごとに1,000分の915から1,000分の1,245まで」を「6月に支給する場合においては1,000分の915から1,000分の1,245まで、12月に支給する場合においては1,000分の965から1,000分の1,295まで」に改め、同条第2号中「支給する時期ごとに1,000分の435から1,000分の595まで」を「6月に支給する場合においては1,000分の435から1,000分の595まで、12月に支給する場合においては1,000分の485から1,000分の645まで」に改める。

第2条 名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

第17条の2第1号中「6月に支給する場合においては1,000分の915から1,000分の1,245まで、12月に支給する場合においては1,000分の965から1,000分の1,295まで」を「支給する時期ごとに100分の94から100分の127まで」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合においては1,000分の435から1,000分の595まで、12月に支給する場合においては1,000分の485から1,000分の645まで」を「支給する時期ごとに100分の46から100分の62まで」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 2 第 1条の規定による改正後の名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（以下「改正後規程」という。）は、平成30年12月 1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 3 適用日から平成31年 3月31日までの間における再任用職員（名古屋市病院局職員の給与に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第23号）第39条第 2項に規定する特定管理職員に限る。）に対する改正後規程第17条の 2 第 2号の規定の適用については、なお従前の例による。

平成30年外部監査公表第 2号

地方自治法第 252条の38第 6項の規定に基づき教育長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成30年12月14日

名古屋市監査委員	福 田 誠 治
同	丹 羽 ひろし
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

平成30年外部監査公表第 1号関係分（平成30年 2月15日公表）

教育委員会事務局

（平成30年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 4 1(1) エ	入学料免除者への還付処理について 入学料と学校徴収金の合計額をいったん入学日において全員から徴収して、その後、入学料免除者だけ還付するといった手続きを桜台高校と富田高校では実施していた。 名古屋市立高等学校授業料等減免規則第 4条によれば、入学手続と同時に入学料の免除を申請した者については、入学料を免除するかどうかの決定があるまで入学料の納付期限を延長するとある。したがって、このような還付処理の方式は妥当ではない。 なお、本件については、両高校ともこの還付処理が平成29年度からは廃止され、必要な措置が講じられた。（学事課）	（監査期間中に措置済）	措置済
第 4 1(2) ア	P T A会設置の自動販売機の行政財産目的外使用料の徴収漏れについて 向陽高校では、平成28年度の歳入（細目は弁償金）にP T A会設置の自動販売機の行政財産目的外使用料が未計上であった。平成29年度に28年度分も含め、P T A会から徴収されたい。 なお、本件については、平成29年度中においてP T A会から平成28年度分も含め徴収され、必要な措置が講じられた。（向陽高校）	（監査期間中に措置済）	措置済
第 4 1(3)	自動販売機電気料及び空調機器の電気料の請求期間の統一化について 図表 4－ 3のとおり、自動販売機電気料及び空調機器の電気料の請求期間については、統一化できていな	ご指摘をいただきました自動販売機及び空調機器の電気料の請求期間が統一されていないことにつきましては、歳入に関する会計事務処理の認識不足が原因であります。そこ	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	い。 平成28年度後期分の空調機器の電気料について、学校整備課から事務連絡の形で要請されたのは、歳入事務の出納整理期間における年度区分の取扱いに関する適正な処理のためである。このため、その対象期間は統一される必要がある。 自動販売機業者へは毎月請求し、PTA会が負担する空調機器の電気料は半期ごとに請求することから、自動販売機電気料の当年度3月分と空調機器の電気料の後期分は翌期に処理するというのが適正と考える。 (学校整備課)	で、平成30年3月26日付で各高等学校に統一的に取扱うよう通知し、当年度3月分の自動販売機電気料と空調機器電気料後期分については、翌期に処理するよう周知徹底を行いました。 (学校整備課)	
第4 2(1)	学校徴収金の購入（支出）伺い書について 学校徴収金の購入（支出）伺い書には、学校徴収金マニュアルの記載例にあるように、校長、教頭、事務長、担当者印の欄、決裁日、品名を設けるべきであるが、決裁印を押印する欄や決裁日の欄がないといった購入（支出）伺い書が見受けられた。教育委員会は、各高等学校に対し、購入（支出）伺い書に決裁日、決裁欄等の必要項目の記載漏れがないよう指導されたい。(学事課)	本件は、学校徴収マニュアルに沿った事務手続きが周知徹底されていなかったことが原因でした。 平成30年2月28日までに、様式に不備のある学校に対して購入（支出）伺い書の修正を依頼し、全学校の様式を確認しました。あわせて、今後は記載欄に記入漏れがないよう指導しました。(学事課)	措置済
第4 3(1)	備品管理について ア 備品の除却漏れ 各高等学校において任意に抽出したサンプルについて現物実査を実施した結果、物品管理システムに登録されているが、物品の現物が確認できないものが図表4-5のとおり存在した。 本来、物品を処分する際は、名古屋市会計規則（以下「会計規則」という。）第142条等を根拠とした「学校事務の手引き」記載の方法に基づき、除却処理を行う必要があるが、除却処理が行われ	本件は、数年前の中棟の大規模改造時に備品類を整理・廃棄した際、不用の決定を怠ったことが原因であり、指摘のあったコンピューター2件については、監査当日に不存在を確認し平成29年8月17日付で物品管理システム上の除却処理を行い、残りの2件（増幅器）についてはその後確認しましたが存在を確認できず、同年10月30日付で同様に処理を行いました。その後、関係職員には備品廃棄の手続きを徹底させるなど、再発防止を図っています。 (向陽高校)	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ていない場合、明らかになった時点で速やかに物品管理システムの修正を行う必要がある。 （表省略） イ 備品小票 各高等学校の備品を現場視察した結果、図表 4－6の事項が発見された。 会計規則第 138条に基づき「学校事務の手引き」では、「備品は備品小票（会計規則第97号様式）を付して、これを整理しなければならない。」としている。ただし、備品小票を付することが困難なものについては、焼印、墨、ペイント等を用いて品名、備品番号及び学校（園）名を記入し、又は帳簿に形質寸法等を詳細に記入して現物と対照できるようにしなければならない。」とされている。 備品小票が貼付されていない場合は、学校の物品であることが明確にならず、物品検査の際に現物と台帳の照合が確認できない。また、備品小票への印字が薄い場合においても現物確認が困難であり、物品検査に必要以上に時間を要すると推測される。このため、必要事項を明瞭に記載した備品小票を貼付すべきである。 （向陽高校、桜台高校、富田高校、山田高校、名東高校、西陵高校、名古屋商業高校、若宮商業高校、中央高校）	本件は、不用の決定の失念が原因であったことから、職員会議等を通じ廃棄する物品が発生次第、手続きを行うよう、周知徹底し今後の再発防止を図りました。 なお、指摘された 4件については、平成30年 3月 5日に物品管理システムにより除却処理を行いました。（桜台高校） アについて、備品の廃棄手続きがなされていなかったことや備品の棚卸が行われていなかったことが原因であり、指摘のあった物品については平成30年 8月24日に除却処理をしました。今後は適正な廃棄手続きに努め、除却もれが発見された場合は速やかにその手続きを行います。 イについて、備品受入の際に備品小票を確実に貼付しなかったことや定期的に備品小票の貼付状況を点検しなかったことが原因であり、指摘のあった備品については貼付をしました。今後は確実に貼付し、記載内容が不明瞭な場合は速やかに小票を貼り直す等の措置をとることとします。（富田高校） アについて、本件は、掃除機・版画セットを廃棄したにもかかわらず、その際に物品管理システム上の廃棄手続きを行っておらず、また、毎年 7月～ 8月にかけて実施している備品チェックの際に各部屋の担当職員が物品を確認しなかったことが原因であるから、平成29年 8月10日に物品管理システムのデータ修正を行いました。 イについて、本件は備品小票の文字が経年劣化により薄くなっているものと思われます。指摘の備品小票については平成29年 8月～平成29年 9月に新しい備品小票を作成し貼付しました。また平成30年 7月12日に、各部屋の担当者、備品システ	措置済 措置済 措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
		ムから出力した紙データと現物の照合及び備品小票の点検と確認の依頼を行いました。今後も備品及び備品小票を定期的に点検・確認し、文字が薄いものについては新しい備品小票を作成・貼付します。 （山田高校）	
		アについて、除却処理もれであるため、平成29年 9月22日に「学校事務の手引き」記載の方法により、処理を行いました。処理もれのないよう「学校事務の手引き」を再確認しました。 イについて、経年劣化により備品小票が剥がれ落ちた、または文字が薄くなったものと推測されます。当該備品については、備品小票をあらためて貼付しました。毎年の備品検査の際に、備品小票の状態も確認することにより再発防止を図りました。 （名東高校）	措置済
		不明の物品につきましては不用の決定が未着手であったので平成30年 6月14日に物品管理システムの入力を完了させました。 また、監査時に不明と判明した図書につきましては、実施日である平成29年 8月21日を起算日とし、3年を経過した最初の蔵書点検においてもなお不明の場合は図書原簿から削除します。 （西陵高校）	措置済
		担当者の認識不足により、アップライト型のピアノの備品の廃棄手続きをしていませんでした。平成30年 2月16日に、廃棄手続きをしました。また、管財担当者と教員担当者の複数人で、備品管理を行うことにしました。 （名古屋商業高校）	措置済
		アについて、既に廃棄済みの備品が物品管理システムからの除却処理が洩れていたものであり、当該備品について廃棄手続きを行ったうえで	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
		平成29年12月22日に物品管理システムから除却処理を行いました。今後は廃棄手続き後の備品については、除却洩れのないよう徹底し再発防止に努めます。 イについて、当該記載印字の薄くなった「備品小票」は新しいものに貼り換えました。今後は備品点検の際にそのようなものを発見した場合は随時新しいものに貼り換えを行っていくように致します。 （中央高校）	
第 4 3(2)	毒物及び劇物管理について 毒物及び劇物は、毒物及び劇物取締法に基づき、適切かつ安全に管理されなければならない。また、愛知県のホームページ（医薬安全課）には「毒物劇物専用の貯蔵設備（保管庫）を使用し、他の物と区分することにより、危害を防止すること」とされている。 しかしながら、桜台高校、富田高校、工業高校において、毒物及び劇物がその他の薬品と同じ棚に保管されていた。 安全性の観点から、適切に区分して保管管理をすべきである。 （桜台高校、富田高校、工業高校）	本件は、担当者の認識不足によるもので、直ちに毒物劇物専用の保管庫へ移動しました。毒物劇物の取扱方法について再確認し、今後は適切に区分して保管管理します。 （桜台高校） 管理方法について担当理科教諭の認識不足が原因で、毒劇物専用保管庫に他の薬品と一緒に保管されていたものです。直ちに毒劇物取扱方法について再確認し、当該薬品を毒劇物専用の保管庫から他の保管庫に移動し、今後は適切に区分して保管管理します。 （富田高校） 本件は、担当者の認識誤りによるもので、ご指摘を受け、愛知県医薬安全課のホームページの掲載内容について改めて確認の上で、速やかに毒物及び劇物とその他の薬品とを別々の専用保管庫で保管するよう改めました。 （工業高校）	措置済
第 4 3(3)	不明図書について 高等学校ごとに図書原簿には登載されているが、現物の所在が不明な図書（以下「不明図書」という。）に関する事務処理について調査を依頼したところ以下の図表 4ー 7のとおりであった。	本件は、図書を所在不明とする時期を各高等学校の判断で決めていたことが原因でした。 各高等学校の図書を所在不明とする時期については、判明した時点で直ちに不明図書として取扱うこと。また不明図書と判明した時点から、	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	質問 1……平成29年 7月末における ア 図書原簿上の冊数、イ 不明図書の冊数 質問 2……不明図書とするタイミング 質問 3……不明図書を図書原簿から削除するタイミング 質問 4……不明図書の図書原簿からの削除は適宜行っているか又は定期的にまとめて行っているか。定期的に行っている場合どれくらいの頻度で実施しているか。 質問 5……不明図書を図書原簿から削除する場合、決裁等の手続きは行われているか。 （表省略） 不明図書に関しては、緑高校を除き蔵書点検（蔵書整理）によって把握されているものの、不明図書とするタイミング、図書原簿から削除するタイミング及び手続きは高等学校ごとに相違しているため、以下の問題があると考える。 ア 不明図書とするタイミング 不明図書とするタイミングを蔵書点検から一定期間経過した時点とする高等学校が 4校ある。 しかしながら、この考え方では一定期間、図書原簿には登載されているが、現物の所在が不明であることを認識していないことを意味する。 したがって、蔵書点検において現物の所在が不明であることが判明した場合には、ただちに不明図書として認識すべきである。 イ 図書原簿から削除するタイミング及び手続き 図書原簿から削除するタイミング及び手続きは高等学校ごとに見解が異なる。 手続きに関しては、市として画一的に定められているが、タイミ	3年を経過した最初の蔵書点検で、不明のままであれば図書原簿から削除するよう平成30年 5月11日に指導しました。 （学事課、指導室）	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ングについては定められていない。同じ高等学校という施設において、不明図書を削除するタイミングが異なることは合理的でないことから、教育委員会において、改善策を検討されたい。 （学事課、指導室）		
第 5 1(1) ウ (ア)	学校徴収金の通帳未記入について 平成28年度入学生分の 4 月度学校徴収金につき、全員分の領収書（控）があり全額徴収しているにもかかわらず、通帳には一部金額が入金されていなかった。学校徴収金については、領収後、概ね 1 週間以内に金融機関の所定の口座に入金すべきものであり、一度入金して記録を残さないと本来の額を徴収したという事実が確認できない。徴収した現金は、一部ではなく全額を確実に入金し、通帳に記録されたい。 （向陽高校）	本件は、緊急・不測の支出に備えて一部金額を入金しなかったという誤った事務処理を行ったことが原因であり、平成29年度以降は入金伺（決裁）を取り、速やかに所定の口座に入金しています。（向陽高校）	措置済
第 5 1(1) ウ (イ)	各種口座への振替停止について 学校徴収金マニュアル「1 基本的事項（2）計画的、効率的な執行」という観点からは、目的ごとに口座を開設しあらかじめ一定額を分配しその範囲内で目的に沿った支出を行うものと考えられる。しかしながら、前事務長が担当していた平成28年 6 月まで、学校徴収金の使用資金が、目的ごとに開設した口座からではなく、集めた学校徴収金を各口座に振り分ける前の集約口座から直接に引き出されていた。当該方法は計画的、効率的な執行という性格に馴染まない。以後、開設した各口座に速やかに振り分けるようにされたい。 （向陽高校）	（監査期間中に措置済）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 5 1(1) ウ (ウ)	原因不明の残余金の発生について 本来であれば目的ごとに設定した口座に振り分け後、学校徴収金の集約口座の残高は平成29年 3月末時点で 0円になるはずであるが、原因不明の残余金が発生しており、平成28年度精算後、175,522円が事務室金庫に長期間保管されている状態になっている。教育委員会とも協議の上、他の口座の中から妥当な口座に寄付する等の処置をされたい。 （向陽高校）	本件は、誤った事務処理を行ったことが原因であり、その後あらためて調査しました。殆ど全ての残余金は担当者の立替金であると判明し、教育委員会と協議の上、平成30年 3月16日本人よりこの寄託の同意を取り、学校諸費（PTA会費）の過徴収分13,800円を除いた 161,722円を平成30年 4月 9日に生徒会会計口座に入金しました。 （向陽高校）	措置済
第 5 1(1) ウ (エ)	学校徴収金の納品検査確認事務について 学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務（4）検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残すべきである。 （向陽高校）	納品検査確認事務が学校徴収金マニュアルのとおりなされていなかったことが原因であり、平成30年度から購入（支出）伺の様式変更に伴い、伺書の方に受入確認の印座を設け、納品検査確認を複数人で行い、押印することになりました。 （向陽高校）	措置済
第 5 1(1) ウ (オ)	学校徴収金の理科実習費の引出日付と領収書日付の乖離について 学校徴収金の理科実習費の購入伺い書の中で、株式会社Sから購入したハサミ代があった。しかし、当該ハサミ代は請求書日付平成28年 6月16日、通帳引出日付 6月21日、領収書日付10月19日であった。当該事実は、長期間金庫に現金が眠っていることを意味し、現金紛失及び現金流用といったリスクが生じるおそれがある。したがって、引き出してから業者に支払うまでの期間の長期化は避けるべきである。 （向陽高校）	本件は、支払を連絡して直ぐ受け取りに來なかつた株式会社Sの対応に起因するものではありませんが、その後は業者への支払は業者の次の来校予定を聞くなどして、それに合わせて通帳から現金を引き出すようにしました。 （向陽高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 5 1(1) ウ (カ)	現金徴収した学校徴収金の取扱いについて 学校徴収金が期日までに振り込まれなかった場合、学校事務担当者が、生徒から現金で徴収し銀行で振込を行っている。しかしながら、銀行振込は未納者分の金額すべての徴収が終わってから行っていた。現金を 1週間を超えて金庫に置いておくのは学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務」に反することから、徴収後速やかに銀行振込をすべきである。 （向陽高校）	本件については、数日で未納分が生徒から完納されると思い、直ぐに入金しなかったことに起因するものであります。平成29年度からはこれを改め、原則として現金徴収後、翌日までに入金するようにしました。 （向陽高校）	措置済
第 5 1(1) ウ (キ)	工事請負費の契約事務について 平成29年 2月～ 3月に実施された舞台照明改修工事 2,484,000円につき、契約書を入手していなかった。当該工事は 200万円を超える工事であったため契約書の入手が必要である。 （向陽高校）	本件は、200万円を超える工事の場合は契約書の作成が必要であるものの、誤って請書を作成してしまったことが原因です。今後は名古屋市契約規則に基づき事務を行うようにします。 （向陽高校）	措置済
第 5 1(2) ウ (ア)	学校徴収金の納品検査確認事務について 学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務（4）検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはダブルチェックの証跡がなかった。実務上、事務職員と担当教員でダブルチェックはなされているとのことだが、今後はダブルチェックの実施の証跡を残す必要がある。 また、納品書の添付がないものが散見されたため、物品確認資料として適切な保管をすべきである。 （菊里高校）	本件は、納品検査確認について、納品書を添付し、ダブルチェックの証跡として印影を残すことの共通認識が不足していたことが原因でしたので、平成30年 4月 1日から購入（支出）伺い書の様式を改正し、起案日・決裁日欄や納品検査複数確認欄を設けた新しい様式に変え、ダブルチェックの証跡忘れがないようにし、納品書の添付についても漏れがないよう、平成30年 1月25日及び平成30年 4月12日開催の職員会議で周知徹底をいたしました。 （菊里高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 5 1(2) ウ (イ)	学校徴収金の購入（支出）伺い書について 修学旅行費（音楽科）、家庭科実習費について、購入（支出）伺い書が作成されていなかった。事後的に使用した金額を校長が確認しているが、学校徴収金マニュアルに基づき、金額の多少にかかわらず、事前に校長の決裁を受けるべきである。 （菊里高校）	本件は、修学旅行（音楽科）及び家庭科実習費の担当者が、購入（支出）伺い書を作成することの認識が不足していたことが原因でしたので、今後は作成して事前に校長の決裁を受けるように、平成30年 1月25日及び平成30年 4月12日開催の職員会議で周知徹底をいたしました。 （菊里高校）	措置済
第 5 1(2) ウ (ウ)	学校徴収金の返金処理について 稲武合宿、修学旅行の各欠席者へ返金した際に、現金を担当が生徒に返金しているが、その証拠となる領収書が添付されていなかった。これは実際に返金されたのかどうかについての管理を学校として行っておらず、実際に生徒に返金したのか、いくら返金したのかが曖昧となり、現金紛失及び現金流用のリスクも生ずる。このため、返金の決裁書と共に、生徒から領収書を入手し、それをファイルに保管・管理すべきである。 （菊里高校）	本件は、稲武合宿及び修学旅行の各欠席者への現金の返金の際に、担当が当該保護者へ事情を説明済であるため領収書を入手しなくてもよいと誤認していたことが原因でしたので、今後は領収書を入手して保管管理するように、平成30年 1月25日開催の職員会議で周知徹底をいたしました。 （菊里高校）	措置済
第 5 1(2) ウ (キ)	学校徴収金の立替について 生徒会会計の中で理科部、吹奏楽部の活動費が支払われているが、その支出の中に個人のクレジットカードで立替払いされているものがあった。 立替は、学校徴収金と個人現金との境界線を曖昧にするとともに、教員が立替精算の請求を失念すると教員本人に経費負担させることになる。今後は、立替が発生しないよう、購入方法を改善されたい。 （菊里高校）	本件は、購入を急いでいたためクレジットカードで立替払いしたことが原因でしたので、今後はそのようなことがないように、平成30年 1月25日及び平成30年 4月12日開催の職員会議で周知徹底をしました。 （菊里高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 5 1(3) ウ (イ)	学校徴収金の部活動費の引出日付と領収書日付の乖離について 合資会社Hから購入した物品につき、領収書日付が通帳の引出日付の2か月～3か月後になっている案件が検出された。当該事実は、長期間金庫に現金が眠っていることを意味し、現金紛失及び現金流用といったリスクが生じるおそれがある。したがって、引き出してから業者に支払うまでの期間の長期化は避けるべきである。 （桜台高校）	本件は、担当者の失念が原因であったことから、平成30年 3月 6日開催の職員会議等を通じ速やかな支払いを行うよう、周知徹底し再発防止を図りました。 （桜台高校）	措置済
第 5 1(3) ウ (イ)	学校徴収金の部活動費の納品、請求から支払までの乖離について 部活動費ESS（English Speaking Society）部の中で納品及び請求月が平成28年 9月であったにもかかわらず、引出及び支払月が平成29年 1月である案件があった。また、日付で見ると領収書日付が支出決裁書日付よりも先であり支払後に決裁を起こしていた。担当者が業者からの請求を失念していたことが原因であるが、支払いの前に支出決裁をとるルールを順守すべきである。 （桜台高校）	本件は、担当者の失念が原因であったことから、平成30年 3月 6日開催の職員会議等を通じ速やかな引出し・支払いを行い、また、支払い前に支出決裁を取るよう周知徹底し再発防止を図りました。 （桜台高校）	措置済
第 5 1(3) ウ (ウ)	学校徴収金の部活動費の支出決裁書金額と実際支払額との乖離について 部活動費ハンドボール部の中で支出決裁書金額と実際支払額が乖離している案件があった。当該案件は体育館用ゴールウェイトの購入であり、支出決裁書の金額38,880円は請求書金額と一致しているため正である。ただし、引き出す際に80円少なく38,800円で引き出してしまいそのまま業者に支払ったため実際支払額があるべき支払額よりも80円少なくなってしまった。引出後、業者に支払うまでの間に複数人で再度確認す	本件は、担当者の誤認が原因であったことから、平成30年 3月 6日開催の職員会議等を通じ所管部長等と複数人による引出し・支払いの確認を行うよう周知徹底し再発防止を図りました。 業者には80円の値引きを了承してもらいました。 （桜台高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ることにより防止することが可能であったと考えられる。今後は複数人で確認する体制を強化し再発防止に努めるべきである。（桜台高校）		
第 5 1(3) ウ (エ)	学校徴収金の部活動費の支出決裁書金額と根拠資料との乖離について 部活動費バレーボール部の中で支出決裁書金額と根拠資料である銀行利用明細の金額が乖離している案件があった。当該案件は、バレーボールの協会登録費及び高等学校体育連盟登録費の振込に係る手数料が原因である。金額の関係から 2回に分けて振込を行い、振込手数料の金額は、銀行利用明細上は 2枚合わせて 648円であった。ただし、通帳の引出金額及び支出決裁書の金額は 568円となっていた。これは、銀行利用明細のうち 1枚の中に、おつり金額が印字されていて、その金額を振込手数料と誤って認識し、同金額で支出決裁に回し、預金から引き出したものと推測される。根拠資料である銀行利用明細と通帳の引出額を第三者が照合することによって気付くことが可能であったと考えられる。今後は複数人で確認する体制を強化し再発防止に努めるべきである。 （桜台高校）	本件は、担当者の誤認が原因であったことから、平成30年 3月 6日開催の職員会議等を通じ所管部長等と複数人で銀行利用明細と引出額の確認を行うよう周知徹底し再発防止を図りました。 不足額の80円については、振込担当者に支払いました。（桜台高校）	措置済
第 5 1(3) ウ (オ)	学校徴収金の部活動費の領収書紛失について 部活動費軽音部の中で根拠資料として見積書のみの案件があった。確認したところ領収書を入手していたが紛失したとのことであった。さらに、当該案件についてはバーゲン品で、実際には見積書19,352円よりも 3,776円安く購入できたとのことであった。今後は領収書等の関係書類の管理を十分に徹底するとともに、最終確定額である請求書も必ず残すべきである。 （桜台高校）	本件は、担当者の不注意及び書類管理の徹底が不十分であったことから、平成 30 年 3 月 6 日開催の職員会議等を通じ領収書等の関係書類は紛失しないよう、また、最終確定額である請求書等は必ず徴取するよう周知徹底し再発防止を図りました。 （桜台高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 5 1(3) ウ (カ)	学校徴収金の納品検査確認事務について 学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務（4）検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残す必要がある。 （桜台高校）	本件は、担当者の失念が原因であったことから、支出決裁書の様式を平成 30 年 4 月 1 日から改正して「購入並びに支出伺兼物品受入報告書」とし、ダブルチェックのし忘れがないよう、物品等の受入欄を設けました。 （桜台高校）	措置済
第 5 1(3) ウ (キ)	学校徴収金の引出日付と領収書日付の乖離について 平成28年度の生徒会費会計において、下記のように支出決裁を受け銀行口座資金を引き出した日付から業者への支払いが約 2か月間遅れる場合があった。 （表省略） 銀行口座から支払資金を引き出してから、2か月以上現金を学校に保管しているのは現金紛失及び現金流用のリスクの観点からは好ましくない。また、上記の取引先においては、納品書、請求書に日付記載が漏れている場合が散見された。支払の根拠となる事実を明示する納品書に関しては、必ず日付を記載したものを提出させるように業者を指導されたい。さらに、10月 7日の決裁については納品書日付が先行し事後決裁となっているため、学校徴収金マニュアルに基づき事前に校長の決裁を受けるようにされたい。 （桜台高校）	本件は、担当者の失念が原因であったことから、平成30年 3月 6日開催の職員会議等を通じ支払いの遅延、関係書類の日付漏れ、納品後の事後決裁がないよう周知徹底し再発防止を図りました。 （桜台高校）	措置済
第 5 1(3) ウ (ク)	学校徴収金の支出決裁書の決裁日記入について 進路指導費、部活動費について決裁日が空欄の支出決裁書が発見された。学校徴収金マニュアルによると、物品の購入その他の支出を行お	本件は、担当者の失念が原因であったことから、平成30年 3月 6日開催の職員会議等を通じ決裁日の記入を忘れないよう周知徹底し再発防止を図りました。 （桜台高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	うとする場合は、金額の多少にかかわらず、事前に校長の決裁を受ける必要がある。決裁日が空欄の場合、事前の決裁を受けているか判断できず、支払いが年度末付近の場合、どの年度の支出か判断することができない。このため、決裁日の記入を徹底する必要がある。（桜台高校）		
第 5 1(4) ウ (ア)	学校徴収金の学年費の出納管理について 学年費の出納管理について、通帳に出入金の用途を記載して管理しているものの、用途の記載がない取引が散見された。通帳への用途の記載自体は否定しないが、出納簿を作成して管理すべきである。（北高校）	学校徴収金の取扱いに対する認識が不十分であったことが原因で学年費の出納簿を作成していませんでした。そのため、平成30年 2月15日に指摘事項を教職員全体に周知し、再発防止を図りました。平成30年度会計からすべての学校徴収金について「学校徴収金マニュアル」に沿って校長及び教頭が毎学期終了後（年 3回）に出納に関する書類を照査確認し、出納簿に検査確認済の押印を徹底することで関係書類及び出納簿の作成を確認しています。（平成30年度 1学期分： 8月 8日検査確認） （北高校）	措置済
第 5 1(4) ウ (イ)	夏期講習及び冬期講習の出納管理について 夏期講習及び冬期講習に参加する生徒から一定額を徴収している。 平成28年度の収入は各々、382,300円及び47,500円であり問題集等の購入に充当していたが、経費の手書きメモが残されているだけであったため、出納簿に記録して管理すべきである。（北高校）	学校徴収金の取扱いに対する認識が不十分であったことが原因で夏期講習及び冬期講習の受講料の出納簿を作成していませんでした。そのため、平成30年 2月15日に指摘事項を教職員全体に周知し、再発防止を図りました。平成30年度会計からすべての学校徴収金について「学校徴収金マニュアル」に沿って校長及び教頭が毎学期終了後（年 3回）に出納に関する書類を照査確認し、出納簿に検査確認済の押印を徹底することで関係書類及び出納簿の作成を確実に確認しています。（平成30年度 1学期分： 8月 8日検査確認） （北高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 5 1(5) ウ (ア)	学校徴収金の納品検査確認事務について 学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務（4）検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残す必要がある。（緑高校）	本件は、担当者が失念していたことにより起きた事例です。 納品確認欄を設け、平成30年 4月 1日より複数の確認印を押印しています。（緑高校）	措置済
第 5 1(5) ウ (イ)	学校徴収金の進路指導費の用途について 進路指導費において、伝票 No. 38 で平成29年 3月 6日に48,362円の掃除機を購入していた。生徒の進路指導等に使用する教室を掃除するためのものとのことである。 学校徴収金マニュアルの基本的事項に、原則として、執行計画に基づいて、必要不可欠なものについて執行すると記載されている。また、学校徴収金の使途基準に、学校徴収金で支出できるものは、「児童等の所有物にかかわるもの、児童等に還元される実費としての性格を有するもの」であり、「学校の管理運営にかかわるもの、専ら教職員が使用するもの、授業や学校行事に必要な、施設設備・備品にかかわるもの」は学校徴収金で支出できないという記載がある。学校徴収金は生徒から徴収し、生徒のために使用するものである。掃除機は進路指導室等を掃除するためのものであり、学校のために使用する掃除機を購入すべきではない。学校徴収金マニュアル記載の学校徴収金の使途基準を徹底されたい。（緑高校）	本件は、使途基準を誤って解釈していたことが原因であったことから、マニュアル記載の使途基準を徹底することで今後の再発防止を図りました。（緑高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 5 1(5) ウ (オ)	学校徴収金の積立金の根拠証憑添付漏れについて 積立金の購入伺い書の中で、見積書しかなく、請求書や領収書がない案件があった。これら根拠証憑がない場合には、積立金会計の目的通りに執行されたかが判別できないことから必ず添付することが必要である。 （緑高校）	本件は、修学旅行に関する支出であり、担当者が請求書や領収書を徴取し忘れたことによるものです。今後は支出の段階で根拠書類がないものは支出しないようにすることで再発の防止を図りました。（緑高校）	措置済
第 5 1(6) ウ (イ)	学校徴収金の立替について 領収書日付の方が引出日付よりも先行しているものがあった。これは、教員による立替を意味するが、実務上、部活動で使用するボールなど都度申請にすると活動ができなくなるという理由であった。しかし、立替は、学校徴収金と個人現金との境界線を曖昧にするとともに、教員が立替精算の請求を失念すると教員本人に経費負担させることになるため、立替による購入にならないよう、改善されたい。（富田高校）	学校徴収金の処理に対する認識が不十分であったため、平成30年 6月21日開催の職員会議を通じ周知を行いました。（富田高校）	措置済
第 5 1(6) ウ (イ)	授業料債権の不納欠損処理について 平成28年度の不納欠損処分決裁書を調査すると、平成21年 7月分から9月分の授業料債権（金額は約29,000円）を不納欠損処理していた。不納欠損処理の理由としては、最終納入期限日（平成21年 9月14日）から 5年以上経過し消滅時効が完成していることとしているが、督促状等の根拠資料は文書保存期限経過ということで不明であった。滞納授業料債権については、督促状の発行や債務承認書による時効の中断がある。時効が成立する日がいつかを把握し、時効完成時の会計期間において不納欠損処理するためにも、今後は、督促状や債務承認書の控えを保管しておくべきである。 （富田高校）	名古屋市債権管理条例に基づき適正な債権管理及び記録がなされていなかったことが原因であったことから、今後は債権を適正に管理するための債務者との交渉の経過について記録を整備し、適切な時期に会計処理を行えるよう、必要な書類の作成及び保管を行います。（富田高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 5 1(7) ウ (ア)	学校徴収金の購入伺い書の校長、教頭の決裁印漏れについて 校長、教頭の決裁印のない購入伺い書が特に生徒会費において散見された。物品の購入については金額の大小に関わらず、校長、教頭の決裁が必要であるため今後気を付けて管理すべきである。（山田高校）	担当者の事務処理誤りが原因であり、丁寧に確実に 1 枚 1 枚チェックし、押印漏れがないように努めます。（山田高校）	措置済
第 5 1(7) ウ (イ)	学校徴収金の部活動費の引出日付と領収書日付の乖離について 株式会社 Z について領収書日付が通帳の引出日付の数月間後になっている案件が検出された。当該事実は、長期間金庫に現金が眠っていることを意味し、現金紛失及び現金流用といったリスクが生じるおそれがある。したがって、引き出してから業者に支払うまでの期間の長期化は避けるべきである。（山田高校）	専門業者が遠方のため来校が遅れることが原因のため、来校を促すことや振り込みにするなどして、支払いを迅速に進めていきます。（山田高校）	措置済
第 5 1(8) ウ (ア)	学校徴収金の生徒会費の金額申請不足について 生徒会費については、顧問の教員が小切手引換票に必要事項を記載したのち生徒会に提出し、小切手を受け取り、後日自ら現金化する。 卓球部の協会個人登録料につき、領収書金額は顧問 2 名分 3,000 円となっていたが、顧問の教員が小切手引換票に 1,500 円と記載してしまった。その結果、本来あるべき金額よりも 1,500 円少ない金額で小切手が振り出されてしまった。当該案件は第三者が領収書と小切手引換票の金額の一致を確認することで防止できたといえ、複数人で確認するという体制になっていなかったものと思われる。また、校長の承認もなかった。今後は複数の目で確認すること及び校長の承認を得ることを徹底すべきである。（名東高校）	本件は、記載事項の確認不足が原因であり、支払い不足分については、すみやかに追加して支払いました。 平成30年度から、小切手帳及び当座預金の名義を学校長とするとともに、小切手引換票に決裁欄を設けました。（名東高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 5 1(8) ウ (イ)	学校徴収金の生徒会費の小切手管理について 生徒会費については、他の学校徴収金とは異なり普通預金通帳ではなく小切手帳を生徒会で保管している。この点、学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務」によると預金通帳の名義人は原則として学校長とし、名義人の責任で保管することとされているので、小切手帳を生徒会名義にしておくのは特段の事情がなければマニュアルに即した方法とはいえない。また、決裁についても生徒会費以外の学校徴収金は、購入並びに代金支出伺いに事務長、教頭及び校長の決裁印を押印するが、生徒会費の支出については、事務長、教頭及び校長の決裁を経ずに行われている。小切手帳を振り出してもらうには、小切手引換票を生徒会へ提出する必要がある、これが他の学校徴収金という購入並びに代金支出伺いに該当するため、小切手引換票に生徒会代表、事務長、教頭及び校長の決裁を受ける必要がある。 （名東高校）	生徒会費の管理を小切手帳で行うこととした際に、管理方法についての検討が徹底できず、名義や決裁について、マニュアルに即した方法を定めていなかったことが原因です。 マニュアルを再確認のうえ平成30年度から、小切手帳及び当座預金の名義を学校長とするとともに、小切手引換票に決裁欄を設けました。 （名東高校）	措置済
第 5 1(8) ウ (エ)	工事請負費の契約事務について 工事契約金額 1,296,000円の消防設備修繕工事につき工事検査調書がなかった。100万円以上の工事契約については必ず工事検査調書が必要であるため、今後気を付けて管理すべきである。見積書、請書及び検査調書の要否については、「向陽高校(キ) 工事請負費の契約事務について」を参照されたい。（名東高校）	本件は、契約事務に必要な書類の確認が不十分であったことが原因であることから、ただちに行った検査に基づき、検査調書を作成しました。 このようなことがないよう、「契約事務の手引き」を再確認しました。 （名東高校）	措置済
第 5 1(8) ウ (オ)	学校徴収金の納品検査確認事務について 学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務 (4) 検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の	納品のダブルチェックを行い、その事跡を記録する手続きが周知されていなかったことが原因であることから、平成30年度から使用する「購入並びに代金支出伺い」の様式に納	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残す必要がある。（名東高校）	品の「受領」欄と「確認」欄を設け、事務手続き及び記録方法を平成30年 3月～ 4月の職員会議で周知しました。（名東高校）	
第 5 1(8) ウ (カ)	根拠資料の添付漏れについて 学校徴収金の実習費に係る購入並びに代金支出伺い No. 40には、ゆうちょ銀行への払込金受領証はあるが、請求書、納品書がなく、また、綴ってある見積書も F A Xであった。起案者が持っているであろうこのことであるが、支出伺い書を回付する段階で請求書、納品書の添付を徹底させる必要があり、また、F A X等ではなく原本を添付するよう徹底する必要がある。（名東高校）	物品等を購入する際の事務手順が不徹底であったことが原因であることから、上記の「購入並びに代金支出伺い」の様式変更の周知の際にあわせて事務手続きの説明を行い、徹底しました。（名東高校）	措置済
第 5 1(8) ウ (キ)	購入伺い書の校長の決裁印漏れについて 学校徴収金の教材費に係る購入並びに代金支出伺いNo. 134について、カッターマット等の購入伺い書に校長の決裁印の押印がされていなかった。物品の購入については金額の大小に関わらず、校長、教頭の決裁が必要であるため今後気を付けて管理すべきである。（名東高校）	「購入並びに代金支出伺い」処理時の確認もれが原因であることから、上記と同様に「購入並びに代金支出伺い」の様式変更の周知の際にあわせて事務手続きの説明を行い、徹底しました。（名東高校）	措置済
第 5 1(8) ウ (ク)	領収書の添付漏れについて 生徒会費については小切手引換票の裏に領収書を添付することとしているが、陸上競技部の東海新人戦の大会参加費は領収書の添付がなかった。領収書がない場合、当該購入伺い書に対する支払いが完結したのか不明となってしまうため、今後領収書の添付漏れがないよう管理すべきである。（名東高校）	小切手引換時の確認もれが原因であったことから、すみやかに領収書を添付しました。 平成30年度からは、小切手引換票に決裁欄を設け、複数人で確認する体制とし、添付書類のもれがないかについても複数人で確認するようにしました。（名東高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 5 1(9) ウ (ア)	学校徴収金の生徒への返金の受領書について 退学や修学旅行キャンセルの際、学校徴収金を生徒へ返金するが、平成27年度の各学級の学校徴収金において、返金時の受領書 2名分を担当が個人的に保管したままになっていた。これは実際に返金されたのかどうかについての管理を学校として行っていなかったことを意味するものである。実際に生徒に返金したのか、いくら返金したのかが曖昧になることや現金紛失及び現金流用を防止する観点から、返金の決裁書に学校責任者（事務長）の承認印を押し、その書類と共に、生徒から受領した領収書をファイルに保管・管理すべきである。（西陵高校）	本件については、生徒への返金時に受け取った領収書を、担任が事務長へ引き渡すことを怠っていたことに起因するため、生徒への返金後はすみやかに領収書を担任から收受し、決裁書に学校責任者の承認印を押し、ファイルに保管・管理することとしました。（西陵高校）	措置済
第 5 1(9) ウ (イ)	学校徴収金の西陵祭費の使用方法について 西陵祭においては、学校行事関係費から各クラスに30,000円、各ブロック（各学年の1クラスを束ねたものを1ブロックとする）に40,000円ずつが西陵祭費として配分され、各ブロックの担当教師の管理において、各クラスの出し物や看板などの作成費用が支出されている。残金は精算され各クラスに返金されるが、9,000円程度返金されているクラスもあり、全学年合計で61,549円となっている。 しかし、返金後の用途については各クラスの担任に一任されているため、どのように使用されたかは不明であり、現金紛失及び現金流用リスクが存在する。 これらのリスクを回避するため、生徒に返金しているのであれば領収書を入手する必要がある、生徒のために他の用途に使用するならば、その用途を管理する会計に振り替えた	本件は学校行事関係費を精算し各クラスへの返金後、その用途についてはクラスごとの自由裁量に委ねられていたことに起因するため、今年度より各クラスから生徒に返金し、領収書を入手することとしました。（西陵高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	うえで、支出の証拠資料に基づき当該会計において支出計上を記載する必要がある。 （西陵高校）		
第 5 1(9) ウ (ウ)	学校徴収金の引出日付と領収書日付の乖離について 平成28年度の入学生から徴収した各学級の学校徴収金において、書道関係費の支出が11月 9日にあったが、その資金の銀行引出は、 5月12日に 9,514円、 6月27日に62,557円（合計で72,071円）となっていた。 このように、預金を現金化した後は、現金紛失や現金流用のリスクなどが存在するため、直ちに支払を行うべきである。 （西陵高校）	本件は、支払先との合意により、当該年度の支出を合算し一括で支払うこととしていたことに起因するものであり、今年度より預金を現金化した後は、直ちに支払いを行うこととしました。 （西陵高校）	措置済
第 5 1(9) ウ (オ)	生徒会本部費の返金について 生徒会本部費について、退学した場合など、生徒への返金分の受け取りはいったん担任が行うため、領収書の署名が担任のものとなっていた。その後の生徒への返金は担任に任されているが、生徒からの領収書はなかったため、最終的に該当生徒に返金されたのかが不明であった。現金の紛失及び流用を防止する観点から、生徒から領収書を入手されたい。 （西陵高校）	本件は、担任へ現金を渡した後の手順が決まっていなかったことが原因であり、返金時に生徒から領収書を受け取るよう手順を改善しました。 （西陵高校）	措置済
第 5 1(9) ウ (キ)	学校徴収金伺い書の日付の記載について 平成28年度入学の学校徴収金において、平成29年 2月27日に支出したと思われる伺い書につき、支出日の記載、申請日の記載、受取日の記載がなかった。支払関係が不明瞭になるため、日付の記載に留意されたい。 （西陵高校）	本件については、日付の記載漏れによるものであり、書類等の受領時に加え、決裁時にも漏れないかを確認することとし、支払関係を明瞭にしました。 また、平成30年 1月25日の職員会において学校徴収金の支出手続きに添付の書類等について、日付漏れないよう周知徹底をしました。 （西陵高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 5 1(9) ウ (ク)	学校徴収金の派遣費の領収書添付漏れについて 派遣費は全国大会等に出場した際の交通費、宿泊費等の補助で多額となる（平成28年度は10万円以上 9件、うち 2件は 100万円以上）。それにもかかわらず、支出の根拠である領収書が添付されていなかった。補助の正当性を証する書類として、少なくとも領収書の入手が可能なJRのみどりの窓口での切符購入や宿泊費は添付すべきである。 （西陵高校）	本件は領収書添付が徹底されていなかったことが原因であり、領収書を取り添付するようにしました。 （西陵高校）	措置済
第 5 1(9) ウ (コ)	学校徴収金の部活動費の領収書金額未記載について 部活動費の中で金額欄が空白の領収書を入手していたものが 1件あった。大会の参加登録費であるため、大会の実施要領と登録人数で支出金額は判明するが、このような領収書の入手は厳に慎むべきである。 （西陵高校）	本件は、領収書を収受する際に確認が漏れていたため、今後は正確な金額が記載されていることを確認してから受領し、確認体制を二重にしました。 （西陵高校）	措置済
第 5 1(10) ウ (ア)	学校徴収金の体育実習費の購入伺い書の校長の決裁印漏れについて 体育の実習費についてすべての購入伺い書に校長の決裁印がなかった。また、部参加加盟費については様式自体に校長、教頭の押印欄がなかった。金額の大小に関わらず、校長、教頭の決裁は必要であるため今後気を付けて管理すべきである。 （名古屋商業高校）	学校徴収金の取り扱いに対する認識不足により校長の決裁印欄が漏れていました。そのため、決裁欄を設けた様式を使用するように周知徹底しました。 （名古屋商業高校）	措置済
第 5 1(10) ウ (イ)	学校徴収金の納品検査確認事務について 学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務（4）検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェ	学校徴収金の納品検査確認事務については、発注者と会計担当者のダブルチェックの認識がなかったことが原因のため、今後は、納品書に発注者と会計担当者のダブルチェックを必ず行うよう周知徹底しました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残す必要がある。 （名古屋商業高校）	（名古屋商業高校）	
第 5 1(10) ウ (ウ)	学校徴収金の学年費の納品、請求から支払までの乖離について 学年費の中で納品及び請求月が 4 月であったにもかかわらず、支払月が11月である案件があった。教員が支払いを忘れており支払先から連絡があったため気付いて出金伝票を作成したとのことであったが、納品請求があった場合には早期に支払いを完了させるべきである。また、当該案件につき納品欄への押印が全くなく発注者 1人が納品の確認をした可能性もあり前述した「(イ) 学校徴収金の納品検査確認事務について」の観点からも改善が必要である。 （名古屋商業高校）	担当教員の支払の失念のため支払月が大幅に遅れました。納品及び請求があった場合は、速やかに出金伝票を作成すること、納品検査確認は複数のチェックを行うことを徹底するよう周知を図りました。 （名古屋商業高校）	措置済
第 5 1(10) ウ (エ)	学校徴収金の部参加加盟費の領収書紛失について 県大会への参加費や協会への登録費である部参加加盟費について領収書を確認できない案件があった。領収書がない場合、当該購入伺い書に対する支払いが完結したのかが不明となってしまうため、今後領収書の添付漏れがないよう管理すべきである。 （名古屋商業高校）	学校徴収金の部参加加盟費の領収書を紛失したため、今後このようなことのないように注意します。 （名古屋商業高校）	措置済
第 5 1(10) ウ (オ)	学校徴収金の 2年被服実習費の購入伺い書での不整合について 購入伺い書の金額欄には 8,103円と記載されていたが、伺い書の内訳明細である物品一覧の金額を合計すると 1,223円であった。会計報告も 8,103円でなされていたが、確認したところ正しい金額は 1,223円であ	学校徴収金の 2年被服実習費の購入伺い書での不整合については、差額分の 6,880円は、戻入処理しました。担当者の事務処理の誤りが原因なので、今後、発注者と会計担当者の複数人でダブルチェックすることにしました。 （名古屋商業高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	った。単純な事務処理の誤りと思われるが複数人で確認するなどの体制で防ぐことが可能と考えられるため、今後同様の事態が発生しないような改善策を講じるべきである。 （名古屋商業高校）		
第 5 1(10) ウ (カ)	領収書金額と引出金額の乖離について 理科実習費については月ごとの伺い書の合計金額をもって引出がなされているが、7月分につき領収書金額が9,850円であったのに対し、引出金額は10,638円であった。差額788円は消費税分であるが元々領収書に税込と記載があったにもかかわらず、引き出す際さらに消費税率を乗じていた。そして、最終引出月で当該金額の調整がなされていた。結果的に会計報告に与える影響はないものの本来適宜修正するべきであり、気付かれなかった場合には誤った会計報告がなされてしまうため注意が必要である。 （名古屋商業高校）	領収書金額と引出金額の乖離については、出金伝票作成者の事務処理ミスであり、発注者と会計担当者の複数人でダブルチェックすることになりました。 （名古屋商業高校）	措置済
第 5 1(10) ウ (キ)	特殊勤務手当について 特殊勤務手当の基礎となる特殊勤務記録簿を各教員ではなく、総務担当の教員が作成している。日付の曜日が異なっていたり出勤日扱いの土曜日に行った部活動指導を休日として当該記録簿を付けていたり、検出した案件は、いずれも担当事務職員が気付き過大な特殊勤務手当が支給された実績はないものの、当該記録簿が教員への賃金支払いの原簿になるものであることを再認識し、正確性の向上に努める必要がある。 （名古屋商業高校）	特殊勤務手当については、総務担当者が単独で作成していたことが原因で、各教員が作成し、総務担当者がチェックし、また、正確性を向上させるため、担当事務職員も継続して確認することになりました。 （名古屋商業高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 5 1(10) ウ (ク)	請負工事について W電気商店が請負った 359,640円 の照明器具及び安定器取替工事（平成29年 2月28日から平成29年 3月24日まで）において、契約約款第 9条 1項にある現場代理人届、主任技術者届及び同第31条 1項にある工事完了届を入手していない。業者が個人であったため入手していないとのことであるが、業者の法人個人の別にかかわらず入手することが必要である。 （名古屋商業高校）	請負工事については、業者が個人の場合は、契約約款第 9条 1項にある現場代理人届、主任技術者届及び同第31条 1項にある工事完了届をとる必要がないと誤認していたことが原因であり、今後は、業者の法人個人の別に関わらず、入手することになりました。 （名古屋商業高校）	措置済
第 5 1(10) ウ (ケ)	私物保管について 管理棟 2階の職員男子休養室に私物とみられるゴルフバックとギターが置いてあった。この部屋はあくまで、教職員の着替えや宿直のために使用される部屋であることから、私物の保管は厳に慎むべきである。 （名古屋商業高校）	私物保管については、職員の公私混同のため行われた。今後このようなことのないように、管理職から、厳重注意しました。 （名古屋商業高校）	措置済
第 5 1(11) ウ (ア)	授業料債権の不納欠損処理について 平成28年度において、平成16年11月分から平成17年 8月分までの対象債権（約47,000円）と平成20年 5月分から平成21年 3月分までの対象債権（約 104,000円）の 2人の債務者に対する債権を不納欠損処理していた。不納欠損処理の理由は、前者が債務の承認が認められた平成21年10月15日から、後者は最終納入期限日の平成21年 2月16日から、いずれも 5年以上経過し消滅時効が完成していることとされている。 滞納授業料債権については、督促状の発行や債務承認書による時効の中断がある。時効が成立する日がいつかを把握し、時効完成時の会計期間において不納欠損処理するためにも、督促状や債務承認書の控えを保管しておくべきである。 （若宮商業高校）	本件は名古屋市債権管理条例に基づき適正な債権管理及び記録がなされなかったことが原因であったことから、今後発生した債権については名古屋市債権管理条例に基づき適正に処理を行うよう平成30年 2月23日に職員に周知し、今後の再発防止を図りました。 （若宮商業高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 5 1(11) ウ (イ)	学校徴収金の購入（支出）伺い書について 小学科実習費、理科実習費、家庭科実習費、生徒会費について、購入（支出）伺い書が作成されていなかった。事後的に使用した金額を校長が確認しているが、学校徴収金マニュアルに基づき、金額の多少にかかわらず、事前に校長の決裁を受けるべきである。（若宮商業高校）	本件は学校徴収金の処理に対する認識が不十分であったことが原因です。平成30年 4月 1日から、購入（支出）伺い書を作成し、事前に校長までの決裁を受けるよう仕組みを見直しました。 また、この見直しについて平成30年 3月22日及び 4月 4日開催の職員会議にて教職員に周知しました。（若宮商業高校）	措置済
第 5 1(11) ウ (ウ)	学校徴収金の家庭科実習費の出納管理について 家庭科実習費について、請求書、領収書と出納簿による担当教員の管理で、支出の都度作成すべき支出票が作成されておらず、上長の確認は年度末の教頭による確認のみであった。 また、出納簿には支出内容と金額に記載はあるが、支出日付の記載がなかった。 購入物品の決定や納品、支払いについて、担当教員の判断だけでなく、チェック体制を確保する必要がある。また、いつ何の入出金があったかを把握できるよう出納簿に日付を記載し、管理することが必要である。（若宮商業高校）	本件は学校徴収金の処理に対する認識が不十分であったことが原因です。本年度からは購入（支出）伺い書を作成し、事前に校長までの決裁を受けるよう、また、納品についても 2名以上の教職員の確認を行うよう平成30年 4月 1日から仕組みを見直しました。 この見直しの周知は平成30年 3月22日及び 4月 4日開催の職員会議で行いました。 なお、出納簿については不備がないよう平成30年 2月28日に整備をしました。（若宮商業高校）	措置済
第 5 1(11) ウ (エ)	学校徴収金の理科実習費について 理科実習費において、引出日付と領収書日付が乖離し、会計期間をまたいで処理されていた費用が検出された。 この理由は、すでに購入、支出済みの下記の金額を翌期の支出に回すため、購入先の 2つの業者に依頼し、納品書、請求書、領収書日付を差し替え、平成29年 4月の支出としたためである。 （表省略） こうした処理になった発端は、出	本件は毎学期終了後の会計検査が適正に行われなかったことが原因です。今後は毎学期終了後必ず会計担当者は各会計帳簿等を適正に検査し、校長までの決裁を得る等学校徴収金マニュアルに従った手続きを行うよう、また、会計期間をまたいで処理することのないよう平成30年 3月22日及び 4月 4日開催の職員会議にて教職員に周知し、今後の再発防止を図りました。（若宮商業高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	納管理用の支出予算を誤って前年度の理科実習費の徴収単価（当年度は単価を減額修正していた。）で計算し、設定したため、期末近辺になって通帳残高と予算残高に差額が発生したことに担当教員が気付き、上記の処理を依頼したことにある。 上記の事実に関しては、実際の徴収額と出納簿を照合することによって発見できたと考えられる。また、学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務（7）会計検査」に、会計担当者は、毎学期終了後（年 3 回）、学年会計簿及び学級会計個人別徴収簿の収支を合計し、学年日より、学校徴収金のお知らせ、購入（支出）伺い書、預金通帳、納品書、領収書等関係書類をあわせて校（園）長及び教頭に提出する旨の記載があり、遅くとも 1 学期末時点で気付けたと考えられる。 そのため、当該マニュアルに従って会計検査を行うべきである。 （若宮商業高校）		
第 5 1(11) ウ (キ)	学校徴収金の納品検査確認事務について 学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務（4）検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残す必要がある。 （若宮商業高校）	本件は納品の複数人の確認が学校徴収金マニュアルのとおりなされていなかったことが原因であり、今後は納品の確認は複数人で行い、その確認の記録として購入（支出）伺い書に納品の確認欄を設け、複数人の押印をするよう、平成30年 4月 1日から仕組みを見直しました。 この見直しについては平成30年 3月22日及び 4月 4日開催の職員会議にて教職員に周知しました。 （若宮商業高校）	措置済
第 5 1(11) ウ (ク)	学校徴収金の通帳残高と決算報告残高について 生徒会費の決算報告の次年度繰越金額は 297,079円であり、通帳残高は 307,079円と誤差10,000円が生じていた。	本件は毎学期終了後の会計検査が適正に行われなかったことが原因でした。今後は毎学期終了後必ず会計担当者は各会計帳簿等を適正に検査し、校長までの決裁を得る等学校徴収金マニュアルに従った手続きを行	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	内容を確認したところ、平成29年3月31日に壮行費10,000円の支出調書があり、担当教員が立替えていたが、通帳から引き出しがなされていなかったことによる差であった。監査日時点においても担当教員には支払いがなされていなかった。決算報告は生徒会費担当の教員が支出調書をもとに作成したため、あるべき数値になっていたが、通帳残高と決算書繰越金額の一致を確認すれば、一目瞭然であったため、決算期では通帳残高との一致を照合し、出金漏れがないか確認すべきである。 （若宮商業高校）	うよう、また、決算期は特に通帳残高と会計帳簿をよく照合し、繰越金額を誤ることのないよう平成30年3月22日及び4月4日開催の職員会議にて教職員に周知し、平成30年4月1日から再発防止を図りました。 （若宮商業高校）	
第51(11)ウ(ケ)	消耗品出納簿の購入日と薬品台帳の購入日の不一致について 消耗品出納簿には事務職員が代金支払日を記載しているが、薬品台帳には理科教員が記載するため、支払いに先行して実際に使用した場合の購入日に乖離が生じていた。学事課・指導室から通知された「理科薬品等に関する簿冊・台帳について」の記載のとおり、消耗品出納簿と薬品台帳の購入日は整合すべきである。早急に使用する場合でも、事務職員へ情報共有を行い、薬品の適切な管理のため、消耗品出納簿と薬品台帳の内容を整合させるべきである。 なお、本件については、平成28年度以降の消耗品出納簿及び薬品台帳の購入日は納品日にて統一され、必要な措置が講じられた。 （若宮商業高校）	（監査期間中に措置済）	措置済
第51(12)ウ(ア)	学校徴収金の納品検査確認事務について 学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務（4）検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェ	本件は、複数人でのダブルチェックを行い、チェックの証拠として印影を残しておくことへの理解が足りなかったことが原因であり、納品時に複数人でのダブルチェックと、その証拠として納品書へ押印すること	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残すべきである。 （工業高校）	を徹底するよう教職員に周知を図り、共通理解の上、ダブルチェックの証拠を残すよう平成30年 4月 1日から事務を改めました。 （工業高校）	
第 5 1(12) ウ (イ)	学校徴収金の引出日付と領収書日付の乖離について 株式会社T、H株式会社につき領収書日付が通帳の引出日付の数週間後になっている案件が検出された。当該事実、長期間金庫に現金が眠っていることを意味し、現金紛失及び現金流用といったリスクが生じるおそれがある。したがって、引き出してから業者に支払うまでの期間の長期化は避けるべきである。 （工業高校）	本件は、現金を引き出した後、取引業者に対し集金に来るよう速やかに連絡をいれ、その後も電話やFAXにて、再三にわたり集金されるよう要請しましたが、集金に來られず、結果として、現金保管が長期間となってしまうことが原因であり、業者への代金の支払い方法を原則、口座振替により行うよう改めること、並びに現金払いをする場合には、業者が集金可能な日を事前に確認の上、払出を行うことを実施することで、現金紛失及び現金流用といったリスクを減らし、現金を長期間保管することがないように平成30年 4月 1日から改めました。 （工業高校）	措置済
第 5 1(12) ウ (ウ)	現金徴収した学校徴収金の取扱いについて 学校徴収金が期日までに振り込まれなかった場合、窓口にて現金で徴収し銀行振込に行く。しかし、領収書の控えに領収印がなかった。後々のトラブルを避けるため日付つきで押印することが望ましい。 （工業高校）	本件は、領収書には日付付きの学校の領収印を押印して発行しているが、学校で保管する領収書の控えに学校の領収印（日付印付き）を押印することまでは必要ないのではないかという認識をしていたことが原因であり、保管する領収書の控えについて、いつ現金を受領した分の領収書の控えなのか明瞭にするため、日付付きで領収印を押印するよう速やかに事務を改めました。 （工業高校）	措置済
第 5 1(12) ウ (オ)	自動販売機業者負担の電気料の請求書の保管について 校内に設置してある自動販売機の電気料については、工業高校ではすべて自動販売機業者が負担する。業	本件は、調定決裁書を保管していれば、電気料の請求の証拠である納入通知書の控えを保管することは不要としたことが原因であり、納入通知書が、自販機業者への電気料弁償	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	者には納入通知書を発行して市へ振り込んでもらうが、この業者への納入通知書の控えが保管されていなかった。請求の証拠資料であり適切な保管をされたい。（工業高校）	金の請求にかかる直接の証拠書類となることを再確認し、平成29年 8月分の電気料の弁償金請求分から、納入通知書の控えを保管した上で、自販機業者に対して納入通知書を発行するよう事務を改めました。（工業高校）	
第 5 1(13) ウ (ア)	購入伺い書への事務長押印漏れについて 需用費の購入伺い書について、事務長の押印が漏れているものが 1件検出された。今後気を付けて管理すべきである。（工芸高校）	押印漏れにつきましては、事務長の不注意によるものであり、今後このようなことのないよう管理職から厳重注意するとともに、決裁時において、決裁者による確認を徹底します。（工芸高校）	措置済
第 5 1(13) ウ (イ)	購入伺い書への予定価格未記入について 需用費の購入伺い書について、予定価格の記載が漏れているものが 2件検出された。この場合、執行決裁額が予定価格を上回っているかが判別できないおそれがあるため予定価格は記載する必要がある。（工芸高校）	記載が漏れていた件につきましては、作成者が記入を失念していたものであり、今後は、記入漏れがないよう徹底し、決裁者による確認を行うよう再発防止に努めます。（工芸高校）	措置済
第 5 1(13) ウ (ウ)	学校徴収金の積立金通帳残高と帳簿残高の不一致について 学校徴収金の積立金には、修学旅行積立金、遠征費積立金、周年行事積立金等がある。また、工芸高校ではPTA会により設置導入した空調設備について、将来の更新の際に必要な撤去費用を 1つの口座で積み立てている。これは他の資金と混同しないよう、撤去の目的のために計画的に積み立てており、有用であると考え。 しかし、積立金のうち、100周年積立金は通帳残高と帳簿残高が不一致であった。内容を確認したところ、工芸高校では10年ごとに記念行事を行っており、前回の記念行事の	今回ご指摘の原因は、前回の記念行事の残額が、処理されずに残されたままになっていたことにより生じたものです。 今後、周年行事の事業終了ごとに繰越処理等精算処理を行い、残額が生じないように適切に処理を行うよう、周知徹底します。 今回ご指摘の、前回残額については、100周年積立金の帳簿に繰越処理をした上で、100周年事業の終了年度である、平成29年度に適切に精算処理を行いました。残額はありません。 収支決算について翌年度PTA総会におきまして、承認をいただきました。（工芸高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	積立金繰越額を帳簿に含めていなかったことにより通帳残高が多額となっていたためである。記念行事の終了年度に精算をして生徒に返金を行うか、帳簿上、適切に繰越処理をすべきである。 （工芸高校）		
第 5 1(13) ウ (オ)	学校徴収金の納品検査確認事務について 学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務（4）検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残す必要がある。 （工芸高校）	本件は、複数人でのダブルチェックを行い、チェックの証拠として印影を残しておくことへの理解がたりなかったことが原因であり、平成30年 4月 1日から納品時に複数人でのダブルチェックと、その証拠として納品書へ押印することを徹底するよう教職員に周知を図りました。 （工芸高校）	措置済
第 5 1(13) ウ (カ)	学校徴収金の修学旅行の精算について 工芸高校では 2年次に修学旅行へ行くため、入学年次ごとに 2つの通帳で修学旅行積立金を管理している。各年において行事終了後に欠席者への返金処理はなされているが、残額の精算処理がなされていなかった（平成27年 3月末：127,742円、平成28年 3月末：112,162円）。当該金額は過去から引き継がれていた不明残高であり平成28年度に当該事実と事務長が気づき、上記残高を卒業諸経費に繰入れ、精算がなされていたが、各年の行事終了後速やかに精算を行い、繰越金が発生しないようにすべきである。 （工芸高校）	本件は、学校徴収金の修学旅行の精算について、各年において残額の精算処理が行われていなかったことが原因であり、今後は、各年の事業終了後に適切に精算処理を行い、繰越金が発生しないよう周知徹底します。 ご指摘以後の、平成28年度入学生の修学旅行積立金については、残高を学校徴収金に繰り入れ、繰越金は発生しておりません。 （工芸高校）	措置済
第 5 1(14) ウ (ア)	学校徴収金の支出伺い書について 支出伺い書について決裁日付の記載がないものが散見された。学校徴収金マニュアルによれば事前に校長の決裁を受ける必要がある。事前決	本件は、支出伺い作成者が日付の記入を失念していたこと及び支出伺い決裁の際に気付く者がいなかったことによるものであり、今後は支出伺い作成者の記入漏れがないよう徹	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	裁の事実が不明瞭になるため、日付の記載を行うべきである。 （中央高校）	底し、決裁者による確認を行うよう徹底しました。 （中央高校）	
第 5 1(14) ウ (イ)	学校徴収金の納品検査確認事務について 学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務（4）検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残す必要がある。 （中央高校）	本件は、物品発注者が購入品受領の際に納品書への確認印を押し忘れたことによるものであり、今後は納品確認の際に複数人による確認及び押印を徹底します。 （中央高校）	措置済
第 5 1(14) ウ (ウ)	学校徴収金のＪＲ交通費について 囲碁将棋部で全国大会へ参加した交通費について、新幹線の利用があるが、切符の写しは保管していたものの領収書の添付がなかった。当該ＪＲの交通費は総額50,600円と少額とは言えないため、領収書を入手するべきであった。 なお、本件については、平成29年度からは領収書は添付され、必要な措置が講じられた。 （中央高校）	（監査期間中に措置済）	措置済
第 5 1(14) ウ (エ)	学校徴収金の立替について 学校徴収金による物品の購入その他の支出の際は、「(7) 学校徴収金の支出伺い書について」に記載のとおり、事前に校長の決裁を受けることを必要としている。下記に記載の費用について、いずれも領収書日付が決裁日付より 1か月以上先行している。 急な支出等を行う場合であったとしても、事前に校長の決裁を受けるとともに、立替払いが発生しないよう改善されたい。 （表省略） （中央高校）	本件は、(1) 全国大会参加が決定し、当該参加生徒及び保護者の参加意思を確認するのに時間を要し、支払日に間に合わせるため担当者が立替えを行ったもの。 (2) 生徒が実習で使用する電卓を紛失することがあり、そのような時に対応するために用意しておく必要があったが、数量が不確定であったため、担当者が立替えて購入したもの。 (3) 生徒用の実習用教材等授業での使用に間に合わせるため担当者が立替えて購入したもの。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
		今後、金額が未確定な場合や緊急を要する場合に立替えを行わないよう事務手続きの変更を行いました。 （中央高校）	
第 5 1(14) ウ (カ)	学校徴収金の修学旅行積立金の体験講話謝礼に係る源泉徴収漏れについて わが国では、居住者に対し、国内において源泉徴収の対象となる報酬・料金等の支払をする者は、その報酬・料金等を支払う際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収する必要がある。（ただし、その報酬・料金等の支払者が個人であって、その個人が給与等の支払者でないとき又は給与等の支払者であっても常時 2人以下の家事使用人のみに対する給与の支払者であるときは、ホステス等に報酬・料金等を支払う場合を除き、源泉徴収する必要はない。） （所得税法第 204条） 謝金、取材費、調査費、車代などの名目で支払いをする場合があるが、これらの実態が原稿料や講演料と同じ場合には、報酬・料金等として源泉徴収の対象となる。 また、源泉徴収義務者の対象とされる者は、会社や協同組合の他、学校、官公庁、学校の P T A 会や同業者団体など人格のない社団・財団、また個人もその範囲に含まれる（所得税法第 6条）。 中央高校では源泉徴収の対象と考えられる以下の体験講話謝礼代金の支払に際して源泉徴収がなされていなかった。 （表省略） 源泉徴収漏れがないよう所得税法に基づいて、徴収事務を徹底する必要がある。 （中央高校）	本件は、修学旅行の講演会での講師の交通費（謝礼）においては源泉徴収する必要がないものと誤認し支払いを行ったものです。今後は所得税法に基づき源泉徴収を行うことを職員に徹底します。 （中央高校）	措置済
第 5 1(14)	学校徴収金の生徒会費（夜間）について	本件は、担当者がその都度業者への立替えを行い、1年度分をまとめ	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
ウ (キ)	生徒会費のうち和菓子代金について 1学期から 3学期までの代金（領収書日付平成28年 4月20日から平成29年 1月16日） 5件をまとめて一度に決裁を受けていた。また、決裁日付は空欄であり、いつ承認を受けているかが不明であった。学校徴収金マニュアルに基づき、適宜決裁を受ける必要がある。（中央高校）	て支出伺いを作成し決裁を受けていました。現在はその都度、決裁を受けて支出するように平成30年 4月 1日から改めました。（中央高校）	
第 5 1(14) ウ (ク)	特殊勤務手当について 平成29年 3月13日の宿日直手当について、職員情報システムの宿日直等勤務記録簿記入ダイアログに誤記入があり、本来宿日直手当が支給されるところが超勤手当として12,696円過大に支給されていた。 手当を支給後、教員本人の申請により、当該事実が発覚し、平成29年 4月にシステム記録を修正し、平成29年 6月にあるべき金額を支給し、過大金額を含めた当初支給分を平成29年 7月に返金を受けていた。 既に修正済であるものの、年度をまたいだ修正であり、また、本人の申請により修正されているため、本来であれば、決裁の際に、他者が発見し、修正すべきであったと考える。（中央高校）	本件は入力担当者が入力方法に思い違いがあり、誤った方法で行ってしまったことによるものです。今後は正しい入力方法を徹底するとともに確認作業を行い再発防止に努めてまいります。（中央高校）	措置済
第 5 1(14) ウ (ク)	保守業務委託について 紙折り機保守業務委託契約38,880円の契約書が、学校長と業者で締結されていた。 名古屋市契約事務委任規則第 3条によると、保守業務委託の契約締結に関する事務は主管の局区等の長に委任する旨の記載があり、高等学校の主管の局区等の長は教育長とされる。 また、名古屋市契約規則第27条によると、契約金額が 200万円を超えない場合は契約書の作成を省略することができる旨の記載がある。	本件は少額のため契約書の締結の必要がなかったものの、保守契約の実効性を担保するため作成しましたが、契約金額が少額のため契約者を学校長名でもよいと誤認して作成しました。 今後は契約額に関わらず契約書を作成した場合は教育長名で締結することを徹底してまいります。（中央高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	上記契約の金額は 200万円以下であり、契約書の作成は必須ではないが、契約書を任意に作成した場合であっても、名古屋市契約事務委任規則に基づき、契約者は教育長とすべきである。 （中央高校）		

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年12月12日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋三越栄店・ラシック

名古屋市中区栄三丁目 501番 ほか47筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
シャトル 136駐車場	4台	—	68台	—
田島パーキングビル	29台	33台	600台	変更なし
その他駐車場	1,032台	変更なし	5,765台	変更なし
計	1,065台	変更なし	6,433台	6,365台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
シャトル 136駐車場	午前 7時00分から 午前 2時00分まで (年間70日は午前 8時00分から午後 10時00分まで)	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
シャトル 136駐車場	1箇所	—
その他駐車場	46箇所	変更なし
計	47箇所	46箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成30年12月 1日

4 変更しようとする理由

契約駐車場の閉鎖のため

5 届出の日

平成30年11月26日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年12月12日から平成31年 4月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 4月12日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年12月12日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松坂屋・エンゼルビル・栄ガスビル

名古屋市中区栄三丁目1601番 外24筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
シャトル 136パーキング	5台	—	136台	—
ナディアパーク地下駐車場	72台	77台	440台	変更なし
その他駐車場	1,062台	変更なし	6,444台	変更なし
計	1,139台	変更なし	7,020台	6,884台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
シャトル 136パーキング	午前 7時00分から 午前 2時00分まで (年間70日は午前 8時00分から午後 10時00分まで)	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
シャトル 136パーキング	2箇所	—
その他駐車場	55箇所	変更なし
計	57箇所	55箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成30年12月 1日

4 変更しようとする理由

一部契約駐車場の閉鎖に伴う駐車場の見直しのため

5 届出の日

平成30年11月29日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年12月12日から平成31年 4月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 4月12日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 4項により同法第 6条第 2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

平成30年12月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグエクスプレス楠店

名古屋市北区三軒町 1丁目41番 1 ほか 4筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ 中部(株)	午前 9時00分	午後 8時00分	午前 7時00分	午後 9時45分
(株)三喜				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
西側敷地第 1駐車場	午前 8時30分から午後 8 時30分まで	午前 6時45分から午後10 時00分まで
西側敷地第 2駐車場		

3 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)プリアールマキノ	代表取締役 富山 信也	名古屋市中村区烏森町 6丁目 280番 地

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中区錦一丁目18番22号
(株)三喜	代表取締役 野田 孝文	千葉県柏市中央町 2番地 8

4 大規模小売店舗の変更をする日

平成30年12月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,813平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

80台

(2) 駐輪場の収容台数

39台

(3) 荷さばき施設の面積

60平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

10.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

上記2(1)で既述

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

上記2(2)で既述

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

6箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

8 届出の日

平成30年11月 5日

9 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

北区役所情報コーナー

10 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年12月13日から平成31年 4月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

11 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 4月15日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成30年12月14日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

平成30年12月20日（木）午後 3時30分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第90号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第91号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第92号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第93号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

第94号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第95号議案 農用地利用配分計画案に関する意見聴取について

第96号議案 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の確認について

名古屋市農業委員会事務局農政課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を平成30年12月13日懲戒処分に付した。

平成30年12月13日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校教諭	停職 109日	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号
市立学校校長	減給10分の 1 1月	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 2号